

平成30年11月12日（月曜日）

第 4 号

平成30年  
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

## 第4号

平成30年11月12日（月曜日）

## 出席委員

## 委員長

沖田清志君

## 副委員長

太田憲之君

加藤貴弘君

菅原和忠君

白川祥二君

市橋修治君

三好雅君

千葉英守君

中山智康君

森成之君

遠藤連君

## 欠席委員

村木中君

三井あき子君

## 出席説明員

農政部長 梶田敏博君

農政部長  
食の安全推進監 甲谷恵君

農政部次長 青木誠雄君

食の安全推進局長 立花智君

生産振興局長 宮田大君

農業経営局長 渡邊顕太郎君

農村振興局長 橋本智史君

農政部技監 足立一郎君

競馬事業室長 田中源一君

技術支援担当局長 秋元勝彦君

活性化支援担当局長 西崎高君

農政課長 水戸部裕君

政策調整担当課長 野口正浩君

食品政策課長 瀬川辰徳君

6次産業化担当課長 雄谷淳史君

農産振興課長 山野寺元一君

水田担当課長 小檜山久寿君

畜産振興課長 山口和海君

家畜衛生担当課長 山口俊昭君

技術普及課長 白旗哲史君

農業環境担当課長 河野勉君

農業経営課長 赤池政彦君

農業金融担当課長 津坂英克君

農地調整課長 尾崎純一君

農村設計課長 芳賀是則君

事業調整課長 須藤正之君

技術管理担当課長 木村伸幸君

農業施設管理課長 中山篤史君

農村計画課長 坂井松信君

農地整備課長 山崎毅匡君

農村整備課長 高崎悟君

経済部長 倉本博史君

経済部観光振興監 本間研一君

経済部食産業振興監 中田克哉君

経済部次長 加藤浩君

食関連産業室長 谷岡俊則君

経済企画局長 三島斉君

観光局長	近藤裕司君	環境・エネルギー室 参事	西岡孝一郎君
地域経済局長	田畑洋一君	同	北村英士君
産業振興局長	野村聡君	雇用労政課長	水口伸生君
労働政策局長	堀泰雄君	就業支援担当課長	千葉公志君
誘客担当局長	楨信彦君	人材育成課長	山口了子君
環境・エネルギー 室長	鳴海拓史君		
総務課長	佐藤昌彦君	議会事務局職員出席者	
食関連産業室参事	沖野洋君	議事課主幹	永井宏佳君
経済企画課長	仲野克彦君	議事課主査	堤輔君
観光局参事	山口要君	同	高橋智嗣君
同	磯部政志君	同	伊藤秀和君
同	小野寺淳一君	同	田中啓之君
同	森秀生君	同	渋谷崇君
金融担当課長	平田庄吾君	同	神澤信宏君
立地担当課長	伊藤雅実君		

午前10時2分開議

○沖田清志委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

[堤主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

加藤貴弘委員

菅原和忠委員

であります。

○沖田清志委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 農政部所管審査

○沖田清志委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 おはようございます。

本日も、一番手として、順次、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、農業農村整備事業についてお伺いをいたします。

近年、相次ぐ台風や地震の発生により、農作物への被害を初め、農地や農業用施設にも甚大な被害が発生しております。

災害復旧工事は、既に準備を進めていた農業農村整備事業に優先または並行して実施することとなり、特に、昨年は工事の完了前に再び災害に見舞われるなどの対応も重なって、大変御苦労されたと伺っておりますが、生産現場では営農再開に向けて一日も早い復旧を望んでおりますことから、農地等の復旧工事も含めて、農業農村整備事業の状況について、順次伺ってまいります。

まず、平成29年度の農業農村整備事業では、平成28年度の台風災害の復旧工事に加えて、大型の補正予算などが措置され、それぞれの工事が行われておりますが、まず、昨年度の農業農村整備事業に係る工事契約件数と金額、災害復旧関係はどのようになっているのか、また、競争入札で実施した件数についても、あわせてお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 事業調整課長須藤正之君。

○**須藤事業調整課長** 工事の契約状況についてでございますが、平成29年度におきまして、道が発注しました農業農村整備事業の工事の契約件数は735件、契約金額は592億400万円となっております。このうち、災害復旧事業につきましては、27年及び28年に発生した台風災害などによる復旧工事として、7件、4億8900万円の契約を行ったところでございます。

また、これらの契約に当たりまして実施された競争入札の件数は、620件となっております。以上でございます。

○**太田憲之委員** 昨年度、農業農村整備事業に係る工事入札では、応札者の集まらない不調や、予定価格を上回り、落札者が決まらない不落が多く発生したとも伺っておりますが、不調、不落の状況と、その要因としてどのようなことが考えられるのかをお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 技術管理担当課長木村伸幸君。

○**木村技術管理担当課長** 入札の不調等の状況などについてでございますが、平成29年度に競争入札を実施しました620件のうち、入札参加者が一者もない入札不調が22件、入札を実施しましたが、落札に至らなかった不落が6件の計28件が不調、不落となったところでございます。

なお、このうち、災害復旧事業の入札での不調、不落はありませんでした。

不調、不落の発生要因についてですが、入札辞退者や建設業協会などからの聞き取りによりますと、平成28年8月から9月にかけて、相次いで発生した災害による農地や農業用施設、河川などの復旧工事が、29年度に入り、本格的に実施されたことに伴い、被害の大きかった地域を中心といたしまして、復旧事業以外に回せる技術者や技能労働者が不足したほか、資材、機材の調達においても難しい状況となったことによるものとの意見が出されていたところでございます。

以上でございます。

○**太田憲之委員** ただいま入札不調と不落の件数を御答弁いただきましたが、予定していたこれらの工事につきましては、その後、どのように対応されたのか、お聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 農政部技監足立一郎君。

○**足立農政部技監** 落札に至らなかった工事への対応についてでございますが、不調、不落となった工事につきましては、入札参加者の等級についての要件緩和や所在地の地域要件を拡大するとともに、可能な限り速やかな工事への着手を図る上から、入札手続の期間を短縮したほか、市町村など関係機関とも密接に連携を図りながら、農家の営農に支障が出ないよう対応に努めたところでございます。

○**太田憲之委員** 今後、補正予算や胆振東部地震の復旧事業などで農業農村整備事業にかかわります多くの工事が予定されますし、この発注に際して同様の事態が危惧されるところでありますが、災害復旧事業はもとより、農業農村整備事業を円滑に実施するため、今後の工事発注にどのように道は対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 農政部長梶田敏博君。

○**梶田農政部長** 今後の対応についてでございますが、農業農村整備事業は、農作業の効率化や生産コストの低減、農作物の収量や品質の向上など、本道農業の競争力の強化を図る上で極めて重要であると認識しております。

こうした中、地震により被災した地域におきましては、通常の農業農村整備事業に加え、復旧工事が集中することで技術者の不足や資機材の調達が困難になることも想定されるため、これにより、不調、不落の発生が懸念されるところでございます。

このため、農業農村整備事業に関しては、地域の実情に配慮した適切な入札要件の設定や年間の工事情報の早期公表を図るとともに、工事の早期発注や通年施行制度を積極的に活用した工事期間の平準化、発注規模の大型化を行うなどして、技術者や資機材の効率的な活用を図り、被災地における迅速な復旧工事とともに、円滑な執行を推進してまいります。

以上です。

○**太田憲之委員** この点に関しましては、やはり、業者のほうとしても、今言われたとおりに、技術者の不足や、どうしても資機材が集中することで回せなくて、仕事はあるのに受けられない状況があるということも伺っております。

こうしたことが業者のほうで起こりますと、何といたっても、生産者にも同時に影響が及びますから、そのあたりについては、道が仲立ちとなって調整し、何とか円滑に進めていただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、国有農地の管理等についてお伺いをいたします。

国は、戦後、自作農の創設や経営安定を目的に、不在地主などの農地を買収し、需要がなく、売れ残った土地につきましては、都道府県に法定受託事務として管理を委ねてきたところでありますが、その根拠となる農地法が平成21年に改正されたことに伴い、これらの国有農地を全て処分することとし、取り組みが進められてきているところであります。

国では、国有農地の農業上の利用が可能なものと利用に適さないものに区分し、可能なものは、農地等を効率的に利用して農業を行う者に、適さないものは、旧所有者等に売り払うこととし、平成31年度までに売却不能な国有農地をゼロとするため、所要の手続を実施するとの政策目

標を掲げておりますことから、道における対応などについて、何点か伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、道に管理が委任されております国有農地につきまして、これまでの管理の状況はどのようなになっているのか、お聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 農地調整課長尾崎純一君。

○**尾崎農地調整課長** 国有農地の管理の状況についてでございますが、改正農地法が施行されました平成21年度において、道が管理しております国有農地の面積は約270ヘクタールでありましたが、平成29年度では約246ヘクタールとなっており、過去8年間で、およそ24ヘクタールの減少となっております。

また、平成29年度での振興局別に見た場合の管理面積では、最も多いのは後志管内で、全道の約37%を占めており、次に、渡島管内が約26%、宗谷管内が約15%、胆振管内が約11%と続いており、4振興局で、全道の約89%となっております。

以上でございます。

○**太田憲之委員** それでは、国では、旧所有者等の買い受け意向確認を行い、確認を終えた国有農地から優先して処分を進める方針と聞いておりますが、現在、道が管理している国有農地についてはどのような課題を抱えているのでしょうか、お聞かせ願います。

○**尾崎農地調整課長** 処分に当たっての課題についてでございますが、国有農地を処分するためには、周辺の土地を含めた国有農地の状況確認はもとより、旧所有者を特定するのに必要な買収等の経緯調査や、隣接地の所有者の承諾を得ての測量、境界確定など、当該国有農地を売却可能な土地とするための業務が必要となっております。

こうしたことから、処分に当たっての課題といたしましては、国有農地が一部の振興局に集中している中で、その所在地も管内の市町村に広く点在しておりますことから、利用状況の確認などに多くの労力を要すること、また、買収から相当の期間が経過しており、地番の改正などにより、買収の経緯を把握するのが困難となってきていること、加えまして、測量、境界確定には専門的な知見を持つ者が行う必要があることなどが挙げられます。

以上でございます。

○**太田憲之委員** では、処分を進める上では、隣接地や権利者の状況調査、測量など、境界確定のためにさまざまな事務が必要となりますことから、管理する道がこれらを円滑に進めるために地元市町村などとの連携が不可欠ではないかと考えます。

道では、国有農地の管理、処分をどのような体制で進めていく考えなのか、お聞かせ願います。

○**尾崎農地調整課長** 国有農地の管理及び処分の体制についてでございますが、国有農地を管理し、処分していく上で、日常的な状況把握や、買い受け希望者等に関する情報収集といったことが重要と考えておりますが、振興局の所在地から遠く離れた場所に点在しているものも多くありますことから、情報収集等を振興局のみで行うことは難しい状況にあります。

【第2分科会 11月12日 第4号】

こうしたことを踏まえまして、道では、地域における農地等の利用関係に知見を有する農業委員会との連携が必要との認識のもと、農業委員会を対象とした研修会を開催し、制度について理解を深めていただくほか、国の交付金を利用して、農業委員会において、国有農地などの状況確認や買い受け希望者に関する情報提供などに御協力をいただいているところでありまして、今後とも、こうした取り組みを通じ、国有農地の管理及び処分を進めてまいる考えでございます。

○**太田憲之委員** 国が目標としております、平成31年度までに売却不能な国有農地をゼロにし、処分できる状態にするためには、取り組み体制の強化や優先すべき地域の重点化を図るなどして、取り組みを加速化させていく必要があるのではないかと考えます。

目標の期限は残り1年余りとなっているところでありますが、道は、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○**渡邊農業経営局長** 今後の対応についてでございますが、国有農地の処分を円滑に進めていくためには、関係機関と連携して、その状況把握を行っていくことはもとより、専門的な知見を有する職員を育成、配置していくことが大変重要であると考えているところでございます。

このため、道では、本庁の担当職員を振興局へ派遣し、共同で業務を実施するとともに、専門知識に関する各種研修会を通じて職員の育成に取り組んでいるほか、管理面積の多い振興局におきまして、業務の執行体制の強化に努めるなど、今後とも、国有農地の処分の加速化に向けて、適切に対応してまいる考えでございます。

以上でございます。

○**太田憲之委員** 御答弁をありがとうございます。

この国有農地は、非常に管理が難しいというのは存じ上げております。過去にも、まだ利用料を取っていた時代は、利用料の徴収が進まないで滞納がかさんでいたこともありますし、また、別件ではありますが、航空機騒音の緩衝地帯において、無断で畑等に使用されているなど、そういった空き地の管理が非常に難しいという点がございます。

しかし、今回の期限も残りわずかとなりましたが、これを契機に、関係機関との連絡調整を密にして、この問題のいち早い適正な処分と解決に向けて取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○**沖田清志委員長** 太田委員の質疑は終了いたしました。

市橋修治君。

○**市橋修治委員** それでは、私からは、本道の基幹産業であります酪農に焦点を当てて、3点について質問したいというふうに思っております。

まず、1点目は、公務員獣医師の確保についてであります。

一昨年、道内の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの発生や、近年、海外や岐阜県で発生している豚コレラなどの悪性伝染病の発生は、酪農・畜産王国である本道にとっても、大き

な脅威となったわけであります。

また、悪性伝染病の発生というのは、その農場だけに影響を与えるだけではなく、地域経済にも大きな影響を与えることになります。

こうした悪性伝染病の侵入を防ぐためには、事前の予防策が何よりも重要であり、その監視や家畜防疫指導を行う家畜保健衛生所の役割は大変重要だと思っておりますが、この家畜保健衛生所などに勤務する公務員は、獣医師全体のわずか14%にすぎないとも聞いておりますし、ほとんどの自治体でも定数を割っているというふうに聞いておるところであります。

このたび、家畜保健衛生所の運営等について審査したところ、家畜保健衛生所の職員数が、平成29年度には、定数189名に対して、16%以上の30名、平成30年の当初では34名と聞いておりますが、それほどの欠員を出しており、その欠員数は増加傾向にあることがわかりました。

まず、こうした家畜保健衛生所の欠員をどのように受けとめており、その要因をどのように考えているか、お聞きいたします。

○**沖田清志委員長** 家畜衛生担当課長山口俊昭君。

○**山口家畜衛生担当課長** 家畜保健衛生所職員の欠員についてであります。家畜保健衛生所は、乳用牛などの家畜における疾病の発生防止や畜産物の安全性の確保とあわせて、悪性伝染病などが発生した際の防疫措置に従事するなど、酪農、畜産の健全な発展を支えているところでございます。

こうした中、道内の家畜保健衛生所に勤務する獣医師の職員数につきましては、現在、多くの欠員が生じており、こうした状況は、円滑な業務を回していく上で課題となっているところであります。その要因の一つといたしましては、学生の、民間の犬や猫を扱う動物病院を志向する傾向や、道外者の、出身地志向が強いことなどによるものと考えられているところでございます。

○**市橋修治委員** 今答弁がありましたように、犬や猫を扱う動物病院への志向が強いということは私も聞いておるところであります。道外出身者の里帰りが大きな問題であるということは大変意外であります。

北海道は、北大など三つの大学に獣医学部があり、合計で200名もの定数を持っています。そしてまた、全国一の酪農王国でありますから、大きな動物に接する機会も多いというふうに思うのであります。なぜ大型の動物臨床獣医師が不足するのか、200人の卒業生の本道への定着率や大型動物の獣医師の志望者はどの程度になっているか、お伺いいたします。

○**山口家畜衛生担当課長** 道内の獣医系大学の学生の進路についてであります。道内の獣医系3大学では、毎年、約200名の新たな獣医師を輩出しておりますが、出身地別で見た場合、道内出身者の割合は15%程度にとどまっており、卒業後の進路において、都府県出身者は出身地へ戻る傾向が見られるとの意見が関係者から出されているところでございます。

なお、本年3月に3大学を卒業後、道内に就職した方の就職先の状況としましては、27名が、乳用牛などの大動物の臨床に従事する農業共済組合などに、10名が、ペットなどの小動物の臨床



に係る民間に、7名が、道の公務員獣医師として就職したと、大学関係者からお聞きしているところでございます。

**○市橋修治委員** 今のお話のように、27名が大動物の臨床に従事するということからすると、傾向はことしも同じなのかなと思います。ただ、道内の出身者が15%しかいないということについては、ちょっとどうにかしなきゃならないのかなというふうにも思うわけでありまして。

卒業生の4割くらいが、いわゆるペット病院に就職するというふう聞いておりますけれども、都市部では、ペット病院もそろそろ飽和状態ではないかという話が聞かれます。

また、北海道では、大型動物の獣医師の定数を満たすために、恐らくいろんな取り組みをしていると思うのです。例えば、小動物獣医師の志望者をふやすことへの努力、道内勤務を促す取り組み、公務員獣医師の志望者をふやすための対策など、いろんな取り組みをしていると思うのであります。

ただ、獣医師の免許を持っていながら獣医師をしていない人が13%もいるとも聞いておるところでありまして、こういった眠っている獣医師の発掘も大事なことかなと思いますが、道の考え方を伺いたいと思います。

**○山口家畜衛生担当課長** 公務員獣医師をふやす取り組みなどについてであります。道では、就職先の一つとして、家畜保健衛生所などを選択してもらうために、道内外の大学で、講義時間を利用させていただき、仕事の内容について説明しているほか、道内の大学の就職課や獣医師会等と連携し、同窓会のホームページや専門誌に募集要項を掲載するなど、新卒予定者のみならず、既卒者も対象に、積極的に求人活動を行っているところでございます。

また、獣医師免許所有者のうち、獣医師としての仕事についていない人が13%程度いるところではありますが、そのうち、男性の多くは60歳以上であるものの、女性の多くは子育て世代の30代であることから、こうしたことも含め、人材確保に向けて取り組む考えでございます。

**○市橋修治委員** 今の答弁を聞きますと、それなりと言ったら失礼でありますけれども、多様な取り組みをしていることがわかります。ただ、これだけのPRをしていながら、公務員獣医師を希望しないというのは、ほかにも理由があるのではないかなということが推測されるのであります。

この後、獣医師の業務の問題や待遇についても聞きますが、まず、家畜保健衛生所の業務体制のお話についてお聞きをします。

定数に対して30人を超える欠員が生じているのでありますから、全道に14ある家畜保健衛生所で平均2名以上の欠員を抱えているということになります。こうした現状は、職員の業務過重、それから健康管理の問題、そして、何よりも、地域における家畜防疫に影響があるのではないかとということが危惧されるのであります。

かつて、宮崎県で口蹄疫が発生した際には、宮崎県内の獣医師だけの体制では追いつかず、他県から相当数の応援をもって対処したことが思い返されるのであります。北海道のような慢性的な欠員の状態では、こういったまさかの事態にも対応できないことが予想されるのではない

かと思うところであります。

平成29年度にはどのような取り組みがされたのか、お伺いをいたします。

**○山口家畜衛生担当課長** 家畜保健衛生所の業務体制についてであります。家畜保健衛生所においては、職員が育児休業を取得している間の対応として、平成29年度から、新たに、育児休業任期つき職員を任用するとともに、業務状況に応じて、非常勤の獣医師の積極的な任用を図っているところでございます。

なお、大規模農場などでの伝染病対策を行うに当たっては、その業務量などに応じて、全道の家畜保健衛生所間で職員の派遣を行っているほか、地元の農業共済組合などの関係団体等の協力を得るなどして、支障のないよう取り組んできたところでございます。

また、口蹄疫などの海外悪性伝染病が発生した場合においては、国などとも協議を行い、必要に応じて、都府県に対する応援派遣要請を行えることとなっております。

**○市橋修治委員** それでは、もう一つ、処遇の改善の問題であります。道内における家畜保健衛生所の業務というのは、他府県と違って広範囲にわたること、そして、地域によっては、大家畜主体であったり中小家畜が主体であったりということで、14の家畜保健衛生所のそれぞれが地域の特性に応じて活動、活躍しているのだと思うのであります。やはり、そんな意味でも、獣医師確保のためには処遇改善が必要と考えます。

今年度の人事委員会の勧告にも盛り込まれましたけれども、初任給調整手当の支給など、処遇改善に当たってきたことは理解するのですが、他府県の待遇改善と比べてどのような状況になっていると思われるのか。また、6年制の大学卒業者でありますので、その待遇と比して、現在の待遇水準をどのように考えるか、お伺いいたします。

**○山口家畜衛生担当課長** 公務員獣医師の処遇改善などについてであります。道では、現在、新規採用の獣医師に対しては、初任給調整手当を支給しているほか、給与格付の見直しや適用する給料表を拡充するなど、給与面における処遇改善を行ってきたところでございます。

これにより、道における獣医師の新規学卒者の採用時の給与は、平成29年4月現在で、給料月額と初任給調整手当を合わせた場合の月額は約25万3000円となり、同じ比較において、都道府県順位で5番目と、比較的高い水準となっており、待遇的には改善されてきていると考えているところでございます。

**○市橋修治委員** 待遇改善が徐々に行われていることもわかりますし、今の話からすると、全国的には順位は5番目ということで、そう遜色はないというふうに思うのであります。ただ、業務量の関係から、また、6年制大学卒ということから考えて、いかがなものかという気はしなくてもありません。

上川管内のある酪農家に聞いてみても、やはり、獣医師の確保について、さらなる改善がなければ希望する方はなかなかおらぬのではないかと、こんな話もありました。

もう一つ、奨学金の創設についてお聞きしたいのであります。これまでも、我が会派では、公務員獣医師の確保について議論し、その中でも、国が措置している獣医療提供体制整備推進総

【第2分科会 11月12日 第4号】

合対策事業を活用した奨学金制度の創設も、獣医師確保に向けて有効な手段ではないかと提言してきたわけでありすけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

○山口家畜衛生担当課長 獣医学生に対する修学資金制度についてであります。道では、現在、獣医師の確保に向けて、北海道獣医師会や北海道農業共済組合連合会などの関係団体と検討の場を設け、効果的なインターンシップの受け入れ方法や採用試験の状況などについて意見交換を行いますとともに、国の事業を活用した修学資金制度の仕組みや事務手続の方法などについて、実施している府県などから情報収集を行っているところでございます。

こうした場を通じ、これまでの取り組みの効果とあわせて、北海道における獣医師の確保について、さらに関係団体と検討を進めていく考えでございます。

○市橋修治委員 今の奨学金の問題については、なかなか難しいという意見もあるようでありますけれども、やはり、大型動物獣医師の確保の道筋をつけるには、答弁にもありましたように、高校段階から、また、大学でもPRは欠かせないものでありますし、その方途の一つに奨学金という方策、手段があってもいいのではないかとこのように私は思っておりますので、ぜひ、関係者の間で十分な検討をお願いしたいと思っております。

最後に、今後の対応について聞きます。

獣医師は全体では75%が男性だと聞いておりますが、若い20代、30代の獣医師では、半数以上が女性だとも聞いているのであります。女性の活躍する職種としては期待の持てるところでありますけれども、今後、大型動物の獣医師が減るのではないかと、また、公務員獣医師も減るのではないかと、そんな心配がされているところであります。

加えて、本道の基幹産業である酪農・畜産業において、今後とも、安全で安心な畜産物を生産し、将来に向けて持続的に発展していくためには、家畜衛生を担う家畜保健衛生所の業務が大変重要だと思っております。

今後、家畜保健衛生所の公務員獣医師確保に向けてどのように取り組んでいこうとしているのか、考えを伺いたいと思います。

○沖田清志委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 今後の取り組みについてでございますが、本道の酪農、畜産が持続的に発展していくためには、安全、安心な畜産物の安定生産への取り組みとあわせまして、畜産農家における衛生対策の一層の推進がますます重要となっているところでございます。

こうしたことから、道では、家畜保健衛生所における人員確保に向け、公務員獣医師ならではの仕事の魅力や、我が国最大の酪農・畜産地域である北海道で意欲とやりがいを持って働ける魅力ある仕事であることを広く発信するなど、庁内関係部や畜産関係団体とも引き続き連携しながら、獣医師確保に努めてまいります。

以上です。

○市橋修治委員 繰り返しにもなりますが、公務員獣医師には、食の安全、安心や、BSE、鳥インフルエンザなどの動物感染症には大変大きな役割を果たしており、食の安全面からも、国民

や道民は、大変関心を強めておるところであります。そんな意味では、これから公務員獣医師の仕事の責任はますます増していくのだろうと思うのであります。そんな中、肉体的にも精神的にも苛酷な業務を遂行するわけですから、まず、定数をふやしてやるということが第一かなと思っています。

聞きますと、北海道では、これから5年くらいの中に80人近い獣医師が退職するということがありますけれども、この職種においては、防疫だとか検査ということでの技術の伝承といえますか、そういったものが欠かせないのだろうと思うのであります。

そういう意味では、5年なり10年なりの需給予測といえますか、もちろん、道のほうでは持っていると思うのですが、そういったものに基づいて、少しずつでもふやしていくという努力をしてもらいたいなと思っています。

そのためには、高校や大学を通してPRを強化したり、待遇改善、復職のサポート、眠っている獣医師の掘り起こしなど、多様な取り組みが必要であります。また、獣医師確保の具体策について、関係団体と情報交換などと言わずに、具体的な実効ある方策を講じてもらうように要望して、この問題については終わろうと思います。

続きまして、酪農ヘルパーについてお聞きをしたいと思います。

北海道の基幹産業であります農業の関係者が大変不安を抱える中、TPP11が12月30日に発効することになり、日EU・EPAも、来年2月にも発効との報道がされておるところであります。

こうした中で、酪農家においては、国際化に対応するための規模拡大や効率化に向けた対応が進められておるところであります。

ただ一方で、社会的には働き方改革や労働環境の改善などが求められており、家族労働を主体とした本道酪農においても、高齢化や担い手不足などが課題となっており、本道酪農の持続的な発展と生乳生産の安定的確保に向けた支援が求められていることから、その支援策の一つでもあります酪農ヘルパーについてお伺いしてまいりたいと思います。

酪農経営ヘルパー育成支援促進事業を通じて、酪農ヘルパーの育成や地域の課題解決に向けた検討を行っているというふうに承知しておりますけれども、平成29年度の酪農ヘルパーの組織数や人数がどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

○**沖田清志委員長** 畜産振興課長山口和海君。

○**山口畜産振興課長** 酪農ヘルパー組織の現状などについてであります。家族労働を主体としながら、毎日、乳用牛の管理を行っている酪農においては、休みをとるといったことが難しい状況にある中で、他産業と同じように、定期的に休める環境を整えることは大変重要であります。

現在、道内では86の酪農ヘルパー利用組合のもと、平成29年8月時点で、ヘルパー業務を専業とする専任ヘルパーが499名、酪農家子弟などが、副業やさまざまな農場での経験を積むために就労する臨時ヘルパーが351名と、合計で850名が従事しております。

○**市橋修治委員** 全道の酪農ヘルパーの組織数は近年減少しており、86件ということでもあります。

けれども、専任ヘルパー職員数も500人前後と横ばいであります。

一方、酪農家の子弟から成る臨時ヘルパー職員も減少が続いておりますが、これまでの傾向についてどのように考えるか、所見を伺います。

○山口畜産振興課長 酪農ヘルパー組織とヘルパー要員数の推移についてであります。酪農ヘルパー利用組合については、経営基盤の強化や職員の待遇改善、利用農家へのサービス向上などを図るため、広域化が進められており、これに伴い、この10年間で全道で100組合から86組合に集約されたところ です。

また、専任ヘルパーの職員数は、組合による要員確保の取り組みにより、近年、500名程度と横ばいで推移しているものの、酪農家の子弟などによる臨時ヘルパーについては、酪農家戸数の減少などにより、この10年間で531名から351名に減少しております。

○市橋修治委員 組織数も減るし、ヘルパーの数も減るということですが、何よりも地域の偏在が大きいというふうに聞いております。札幌周辺は良好でありますけれども、酪農が盛んな道北や道東、釧根は厳しいようであります。

週休2日制の今日、年間で22.8日くらいしか休みがとれないというふうに聞いておりますけれども、そういった意味では、大変苛酷な業務であります。持続的な酪農業の発展のためには、酪農ヘルパーの充実は不可欠だというふうに思っております。

次に、酪農家の傷病や冠婚葬祭時などの際に搾乳や給餌作業を行うヘルパーは、酪農家にとって大変重要な制度だと思っておりますが、一方で、地域では、利用農家からのニーズに十分応えられていないといった声も聞かれるのであります。どのように認識するか、お聞きをいたします。

○沖田清志委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 ヘルパー利用農家のニーズについてであります。平成28年度に道が利用組合に対して実施したアンケート調査の結果によりますと、経営主の高齢化などに伴い、病気やけがによる利用がふえてきておまして、定期的な休みをとるといった需要に対しては、通常期で8割、繁忙期では7割程度の充足率にとどまっております。特に、道東や道北などの酪農専業地帯ではヘルパー要員不足が顕著となっておりますことから、地域的な偏りといった課題も含めまして、改めて、ヘルパー要員の確保に向け、関係団体などとも情報を共有しながら対応していく考えでございます。

○市橋修治委員 次ですが、ヘルパーというのは朝早くから夜遅くまでの激務だと聞いておるところでありまして、酪農家の事情やヘルパーの仕事を熟知している酪農家の子弟が減じているということについては、本道の酪農の持続的発展にとっても大変危惧を覚えるところでもあります。

そこで、道では、利用農家のニーズに応えるため、具体的にどのような取り組みを行っておるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○宮田生産振興局長 利用とニーズへの対応についてであります。飼養形態の多様化や搾乳施設の高度化に伴い、業務内容が複雑化しておりますことから、酪農家からは、ヘルパー要員の確

保はもとより、ヘルパーに対する技術の向上が求められていると考えております。

このため、道では、平成26年度から、酪農家での実践的な研修を通じた搾乳や給餌作業のみならず、酪農経営全般にわたる技術についても習得した酪農経営ヘルパーを育てるための利用組合での取り組みを支援しているところでございます。

また、利用組合では、新・農業人フェアなどでの求人活動や、ヘルパーに対する理解を深めてもらうための学生インターンシップを実施しており、道といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、こうした取り組みを進めていく中で、酪農ヘルパーの要員確保とスキルアップを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○市橋修治委員** 酪農家の皆さんに聞くと、ヘルパーの確保には、組合間、また地域間での競争が激しいようであります。国の補助金に加え、組合として、独自に賃金をふやしてみたり手当を増強しないと確保できない、こんなふうにも聞いておるところでありまして、そのことが組合の財政を圧迫しているとも聞くと聞いております。

そういう状況から、最後に聞きますが、本道酪農は、今、高齢化や担い手不足が進行している中で、今後とも、持続的な発展と生乳の安定生産に向け、酪農ヘルパー制度を含めた担い手確保の対策が大変重要だと思うのでありますが、担い手確保にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

**○梶田農政部長** 酪農家の担い手確保に向けた取り組みについてでございますが、本道酪農が将来にわたり持続的に発展していくためには、担い手の育成確保は重要な課題と考えており、道といたしましては、酪農家において、定期的に休みをとるといったことに加えまして、新規参入を目指して広く技術を習得することができる酪農ヘルパーの育成確保に対する支援とともに、畜産クラスター事業を活用した実践的な研修、指導を行う機能を備えた農場の整備や、離農跡地を整備し、新規参入者に貸し付ける農場リース事業などを積極的に進めていく考えであります。

さらには、酪農家を目指す若い方々に対し、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援していくための農業次世代人材投資事業などを総合的に活用し、本道酪農の担い手の確保に一層取り組んでまいります。

以上です。

**○市橋修治委員** これまでの論議では、ヘルパー不足が必ずしも順調に解消できるとはなかなか思えないのであります。ただ、大変大事な担い手でありますので、ヘルパー不足については、毎年、実績を確認しながら、着実に進展できるように御努力願いたいというふうに思っているところであります。

三つ目に、国際貿易交渉についてお伺いいたします。

アメリカを除く11カ国によるTPP11の署名国のうち、6カ国の国内手続が完了し、60日後の12月30日から発効するとの報道がありました。発効後は、安価な農畜産物が輸入され、農業が基幹産業である本道にとっては大変脅威であり、地域から不安の声が寄せられているのも事実であ

ります。

国は、日EU・EPAと合わせて、総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算として、平成29年度に3170億円の補正予算を措置し、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、経営安定に万全を期すとして、生産コストの削減や収益性の向上に向けた対策を措置したとされているのでありますが、地域からは、こうした支援が果たして万全なものであるのか、また、対策の検証というものも必要なのではないかという声がありますので、以下聞いてまいります。

一つ目は、畜産クラスターについてであります。今回のTPP11や日EU・EPAによって、最も大きな影響を受ける本道の基幹産業である酪農・畜産であります。国は、畜産、酪農の収益力を強化するため、省力機械の整備等による生産コストの削減や、品質向上等による収益力、生産基盤を強化するため、畜産クラスター事業の拡大に対して575億円を措置しておるところであります。道内においてはどのように対応しているのか、お聞きをします。

**○山口畜産振興課長** 畜産クラスター事業への対応についてであります。本事業は、国のTPP等関連対策として、生産者が将来にわたり意欲を持ち、安心して営農に取り組めるよう、畜産農家を初めとした地域の関係者が連携、結集したクラスター協議会が事業主体となり、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するために必要な施設の整備などを支援する事業として措置されたものであります。

道内では、省力化を図るための搾乳ロボットやミルクパーラーなどを備えた牛舎整備や、TMRセンターやコントラクターといった家族経営をサポートする地域営農支援システムの整備などへの取り組みが拡大しており、生産者の方々はもとより、地域全体の収益性の向上を通じ、本道酪農・畜産の生産基盤の強化を進めているところでございます。

**○市橋修治委員** 家族経営が80%以上を占める北海道では、省力化のための搾乳ロボットやミルクパーラーなどを導入しての牛舎整備というのはなかなか難しいのではないかと、牛が50頭から100頭くらいいる中小の酪農家、それに新規就農者や若手の酪農家では、これに対応することは無理ではないか、大規模な酪農家がおのずと対象になるのではないかと、私を農家の方から直接聞いておまして、そんな危惧を持っておるところであります。

もう一つお聞きしますが、チーズ対策であります。

ヨーロッパなどから高品質なチーズが安く輸入されることによって、道内のチーズ工房への影響が懸念されることから、国は、酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化や、チーズ工房等による生産性向上とブランド化に向けた国産チーズの競争力強化対策として、150億円を措置しているものであります。

これについて、道内においてはどのように対応されているのか、お聞きをいたします。

**○山口畜産振興課長** 国産チーズの競争力強化への対応についてであります。日EU・EPAが発効した場合、関税が引き下げられる中で、ヨーロッパなどから高品質なチーズが輸入されることにより、さらに競争が強まっていくことが想定をされ、中でも、道内の工房チーズは、価格や品質面で知名度の高い、例えば、フランス産やイタリア産との間で市場競争が激しくなること

が懸念をされます。

このため、道内では、国の国産チーズの競争力強化対策を活用しながら、酪農家の皆さんがチーズ向け原料乳において、その品質をさらに高めるための牛舎の環境整備や乳質検査などの取り組みを進めるとともに、畜産クラスター事業の中に新たに創設された国産チーズ振興枠を効果的に活用し、生乳生産のコスト低減などに向けた施設整備やチーズ製造機器の導入などを図っているところであります。

道といたしましては、こうした事業を活用しながら、国産チーズの競争力強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○市橋修治委員** 今の説明で、何となくチーズに対する対策はわかるのでありますが、EUから3万トン程度のチーズが入ってくるのですかね。日本では、生産が2万トン程度で、チーズが不足気味だ、だから大丈夫だという話があるようであります。ただ、本道にとっては、先ほど答弁にもあったように、高品質、そして価格はもちろん、知名度の高いチーズの輸入というのは大変脅威だと思うのですね。

農業者に聞いてみると、今は足りないかもしれないけれども、余ったときにどうするのだ、価格などの面で劣る日本のほうが押し負けるのではないかと、こんな危惧もしているところであります。余ったときの対策こそ大事だというふうに考えます。

また、12月からチーズ用の乳価が引き上げられるのでありますが、それでも、農家は先を見通せないという判断であります。

特に、今言ったように、高品質なヨーロッパ産のブランド物が入ってくる中、今、身近なところで、たくさんの小さなチーズ工房が頑張っているところであります。これがどうなるか、大変心配しています。

EPAとの大枠合意で、チーズ向け生乳生産が減っても、酪農家には何らかの対策を講ずるといふふうに言っているのでありますけれども、これも空手形になるのではないかと懸念している農家が多いことを指摘しておきます。

次に、三つ目にスーパーL資金でありますけれども、農家戸数の減少や高齢化が進行する中、すぐれた経営感覚を備えた担い手を育成支援するために、新たな経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者に対して、貸し付け当初の5年間は実質無利子という農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金が1000億円措置されているのでありますけれども、これについては道内でどのように対応されているか、お伺いいたします。

**○沖田清志委員長** 農業金融担当課長津坂英克君。

**○津坂農業金融担当課長** 農業経営基盤強化資金の活用状況についてであります。日本政策金融公庫が融資する本資金につきましては、農業者等が規模拡大などに伴う農地取得や施設整備などへの取り組みに対し融資するもので、国では、TPP等対策の一環として、貸し付け当初5年間の実質無利子化融資枠を設定し、平成27年度から、毎年、全国で1000億円が措置されていると



ころでございます。

本道におきましては、特に全国の生乳生産の過半を占めるなど、酪農・畜産経営の分野での投資意欲が高く、本資金に対する需要額は年々増加傾向にある中で、道といたしましては、本資金を効果的に活用し、経営改善に取り組もうとする農業者に対し、日本政策金融公庫や関係機関・団体とともに連携して取り組んできたところであり、この結果、いわゆるスーパーL資金全体の融資実績としては、平成27年度の約564億円が、平成29年度では約1072億円と、約2倍になっております。

**○市橋修治委員** この資金の需要についてはだんだんとふえているという傾向はわかりました。ただ、これは、やはり投資型の資金ではないかということです。

確かに、規模拡大ができる、それから設備投資ができる、そういった余力のある大きな農家には大変いい制度かもしれません。しかし、多くの酪農家は、農産物の価格はなかなか伸びないし、新たな借金をさらに抱えることになるのではないかとということも懸念しておりまして、農家の皆さんは、まずは、これまでの借金をリセットして、そこからまた考えたいという思いが強いようであります。

いずれにせよ、最初に指摘したように、本道の家族経営の農家ないし中間層には使いづらいというのが本音だというふうに思っておるところであります。

次に、対策の検証であります。

国が措置したTPP等への対策については、道内の対応状況を今まで聞いてきたわけでありませんが、こうした対策によって農家の経営安定や本道農業の競争力の強化が果たされているのか、道として検証を行うべきと考えますが、見解を伺います。

**○沖田清志委員長** 農政部次長青木誠雄君。

**○青木農政部次長** 対策の検証などについてでございますが、本道においては、影響を受ける酪農、畜産や畑作などの分野におきまして、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業を活用しながら競争力の強化に努めているところでございます。

こうした中、道といたしましては、こうした事業の効果が広く地域にも及ぶよう、それぞれの計画に基づく実施状況を確認するとともに、目標達成が不十分な場合には、事業主体等とともに改善に向けた取り組みを検討するなど、地域と連携した対応を進める中で、農業経営の安定や本道農業の体質の強化に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○市橋修治委員** TPPなどの問題について、安倍首相は、守る農業から攻める農業だと、大変前向きで、いかにもダメージがないぞと言わんばかりの発言をしております。

しかし、日本の農業にどれくらいの影響があって、どういう方途で、どの程度の予算をつけた、だから大丈夫なのだといった裏づけがなければ、農家の皆さんは、なかなかこれには乗ってこないし、すっとんと落ちないのではないかな、こんなふうに思っておるところであります。

そこで、最後になりますが、今後の対応についてお聞きをします。

T P P 11は年末に発効し、年が明けると、日E U・E P Aが発効される予定であります。国の対策の効果が発揮されているか、十分な検証がまだ行われていない中で、どんどん安価な農産物が輸入されると、比較的体力の弱い生産者は厳しい環境にさらされることになるのではないかと大変心配しております。

さらに、新たに、日米F T A交渉がこれから開始されるなど、国際化が一層進展していく中で、本道農業を持続的に発展させていくために、道としてどのように対応しようとしているのか、お伺いいたします。

**○梶田農政部長** 今後の対応についてでございますが、T P P 11協定につきましては、本年12月30日から発効するなど、農業をめぐる国際情勢が大きく変化している中、本道農業が安全、安心で良質な農畜産物の安定供給や地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下におきましても、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要であります。

このため、道といたしましては、地域の実情や意向を十分に踏まえ、国の施策なども効果的に活用しながら、各作物の生産体制や農地等の計画的な整備はもとより、ブランド力を生かした米や牛肉等の国内外への販路拡大など、本道農業の競争力の強化に積極的に取り組むとともに、今後の日米物品貿易協定の交渉を注視しながら、農業団体などと連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保などの万全な対応を適時適切に国に求めてまいります。

以上であります。

**○市橋修治委員** 総合的なT P P等関連政策大綱の補正予算措置は、今もお話ししましたが、メニューは多様でありますけれども、取り上げたものについて言えば、北海道のような家族経営農家を守るという観点からは、大きな力になるかどうか、大変疑問があります。やはり、大規模農家中心の対策に見えるのであります。

特に、T P Pは、透明感が乏しく、欠如しておって、かつては、日本とアメリカが秘密保持契約を交わして、発効後4年間は一切秘密にするぞということがありました。これからどうなるかはわかりませんが、検証も対策もそうであれば、後手後手になってしまうのではないかということの心配をしています。

日E U・E P Aは、T P Pを超える内容だというふうにも言われます。全体で95%を超える関税撤廃率を考えますと、北海道農業は大変な時代を迎えるのではないかということを危惧しています。

今、部長の答弁にもありました、1月から始まる日米物品貿易協定交渉であります。これは、米国で販売される自動車の半分以上が日本製だということに腹を立てたトランプさんが、25%の関税をかけるぞと、こう言い出したのが始まりであります。その結果が、何となく農産物へはね返って、農産物にも大きな関税引き下げを求めるといふ方向に行きそうであります。そうなれば、本当に北海道農業は大痛手であります。

【第2分科会 11月12日 第4号】

道として、こんな流れをしっかりと捉えて検証し、国に求めるものはしっかり求めるなど、適切な対処をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○**沖田清志委員長** 市橋委員の質疑は終了いたしました。

加藤貴弘君。

○**加藤貴弘委員** 順次質問をさせていただきますが、初めに、米政策についてであります。

国による生産数量目標の配分が廃止され、今年度から、新たな米政策がスタートしましたが、これに対応するため、道では、昨年度まで、新たな米政策推進円滑化事業を通じて、北海道米のブランド力の強化などに取り組んでまいりました。

今後も、新たな米政策の状況などを踏まえ、需要に応じた米づくりなどを進めていく必要があることから、これまでの取り組みの状況や、今後の取り組みなどについて伺ってまいります。

この事業では、道内の水田のフル活用と稲作農家の所得確保を図るため、ブランド力の強化や業務用米の需要拡大などに取り組むとされておりましたが、北海道米ブランドの主力である「ゆめぴりか」や「ななつぼし」などの道外での販売の拡大を図るため、これまでどのような取り組みを進めてきたのか、お伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 水田担当課長小檜山久寿君。

○**小檜山水田担当課長** 道外での販売拡大の取り組みについてであります。新たな米政策に対応していく上で、北海道米の安定的な販路を確保していくことが必要であり、そのためには、これまでも増して、道内はもとより、道外での北海道米のブランド力の強化が重要となっております。

このため、道内の農業団体等で構成します北海道米販売拡大委員会を中心に、有名タレントを起用した「ゆめぴりか」や「ななつぼし」のテレビCMを積極的に展開するとともに、それを生かして、店頭での試食販売を実施するなど、ブランド力の向上と販売促進に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、こうした生産者団体の首都圏など大消費地での取り組みに協力するほか、新たな米政策推進円滑化事業により、観光客を初め、全国から来られる方々を対象とした、新千歳空港と函館空港における試食PRや販売拡大に向けたマーケティング調査などを連携して行うなど、北海道米を全国に向けて販売していくための認知度向上に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○**加藤貴弘委員** 人口減少やライフスタイルの変化などにより、米は、家庭内食から中食や外食などでの消費がふえており、中食や外食などの業務用米の需要拡大とともに、それに対応した供給体制の整備も重要と考えます。

業務用米の需給状況はどのようになっているのか、また、需要拡大などにどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○小檜山水田担当課長 業務用米の需給状況などについてであります。単身世帯の増加や女性の社会進出等の社会構造の変化により、家庭で御飯を炊く割合が年々低下する一方で、需要先としての中食、外食の割合が、平成9年の18.9%から、29年には29.1%まで増加する中で、いわゆる需給のミスマッチが生じている状況にあります。

こうしたことから、農業団体におきましては、業務用需要の確保に向けて、実需者との複数年契約の導入拡大などに取り組んでいるところであり、道といたしましても、コストや品質面での競争力を高めていく上から、直播栽培など、省力的な生産技術の普及を図りますとともに、中食、外食などの業界関係者に対する販売促進に向けた、首都圏や関西圏でのイベント等によるPR活動などに取り組んできたところでございます。

○加藤貴弘委員 北海道米のブランド力の一層の向上を図るためには、消費者や実需者の多様なニーズに対応できる、売れる米づくりを基本とした生産性の向上などの取り組みが重要になります。

需要拡大の取り組みと売れる米づくりの取り組みは、車の両輪のようなものでなければならないと考えますが、売れる米づくりに向けて、道は、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○沖田清志委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 売れる米づくりに向けた取り組みについてであります。本道の稲作農業が今後とも地域の基幹産業として発展していくためには、「ゆめぴりか」など、良食味米の安定生産とともに、需要の拡大が期待される業務用米や酒米など、多様な実需者ニーズに対応した米の生産に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、普及センターによる良食味米の生産に向けた技術指導と、関係機関・団体と連携した研修会の開催などによる直播栽培など、低コストで省力的な技術の普及や酒米の品質向上を図るほか、道総研農業試験場に委託し、直播適性を備えた、より優秀な品種開発の加速化など、多様な実需者ニーズに対応した、売れる米づくりに努めてまいります。

○加藤貴弘委員 北海道米の需要拡大や売れる米づくりの取り組みは、本道の稲作農業の発展や農家経営の安定のための重要な取り組みであります。米の価格は、全国的な需給状況に大きく左右されることから、この対応も大変重要になります。

今年度の米生産につきましては、本道では、北海道農業再生協議会水田部会において、平成30年産米の生産の目安を定め、目安に即した生産の取り組みが進められてまいりましたが、全国の作付動向はどのようになっているのか、この状況を道はどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

○宮田生産振興局長 全国の作付動向などについてであります。10月31日に国が公表した平成30年産水稻の作付面積は、全国で147万ヘクタールと、前年産に比べ、5000ヘクタール増加しており、このうち、主食用米については138万6000ヘクタールと、前年産に比べ、1万6000ヘクタールの増加となっているところでございます。

【第2分科会 11月12日 第4号】

これは、西日本で減少したものの、東北や北陸の一部主産県で、飼料用米や備蓄用米から主食用米への転換が進んだことによるものでありますが、主食用米の生産量については、地域ごとの作柄などにより、国の生産見通しの735万トンと、ほぼ同程度となっておりますことから、本年産に関しては、需要動向に応じた生産となっているものと受けとめております。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 北海道農業再生協議会水田部会が定めた今年度の米の生産の目安を踏まえ、道内の各地域で作付が行われたものと思いますが、生産の目安に対する全道及び地域の達成状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○小檜山水田担当課長 生産の目安の取り組み状況などについてであります。本道では、北海道米の需給と価格の安定を図るため、独自の生産の目安を設定し、需要に応じた米の生産を進めているところでございます。

平成30年産米の生産の目安につきましては、全道の主食用米の作付面積を、29年産の生産数量目標の面積と同様の9万9015ヘクタール、生産数量は54万622トンとして取り組みを進めました結果、作付面積については、9万8900ヘクタールと、ほぼ確保されている一方で、生産数量については、作柄の不良により、49万500トンと、9割程度となったところであります。

また、地域別に見た場合では、116の地域協議会のうち、9割以上の協議会で、ほぼ目安に即した作付面積となっており、総じて、生産の目安を踏まえた取り組みが行われたところでございます。

○加藤貴弘委員 新たな米政策の初年度におきましては、10月15日現在の作柄が、全国的には平年作の中、道内は、低温や日照不足などの影響で、作況指数は90と、残念ながら、生産数量は生産の目安を大きく下回る状況となっております。

本道では9年ぶりの不作になりますが、今後も、日本の食料基地としての役割をしっかりと担い、稲作農家の経営の安定を図っていく必要がありますが、道は、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 今後の取り組みについてでございますが、本道の稲作農業が、今後とも、日本有数の米産地として発展していくためには、需要動向に的確に対応しながら、実需者から信頼される産地として、供給面での安定性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、北海道農業再生協議会水田部会において検討されている、平成31年産米の生産の目安を踏まえまして、関係機関・団体が連携を密にしながら、需要に応じた米生産に向けた取り組みを進めていくとともに、競争力の強化と経営の安定を図っていく上から、水田活用の直接支払い交付金などの経営所得安定対策の有効な活用とあわせまして、直播などの低コストで省力的な生産技術の導入促進や、新品種の開発、水田の大区画化、北海道米のブランド力の強化などを総合的に推進し、本道の稲作農業の持続的な発展と農家経営の安定に取り組んでまいります。

以上です。

○加藤貴弘委員 次に、道産農畜産物の輸出拡大についてであります。

道は、平成28年2月に策定した北海道食の輸出拡大戦略に掲げる農畜産物や農畜産加工品の輸出額100億円の達成に向けて、道産農畜産物輸出拡大戦略プロモート事業を実施してきており、米や青果物、牛肉、日本酒を重点品目に定め、道産農畜産物などの輸出拡大を図ることとしていますが、以下伺ってまいります。

道は、輸出先での市場拡大に向けて、重点品目ごとに、課題等を踏まえ、プロモーションや通年での売り場開設に取り組んできていると伺っておりますが、これまで、具体的にどのような取り組みを行ってきたのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 6次産業化担当課長雄谷淳史君。

○雄谷6次産業化担当課長 これまでの輸出の取り組みについてでございますが、平成28年に策定した北海道食の輸出拡大戦略においては、米、日本酒、青果物、牛肉を重点品目として位置づけ、農業関係団体や輸出事業者等と連携し、アジア地域を中心に、プロモーションなどに取り組んできたところでございます。

まず、米については、中国において、北海道米の知名度を高めるためのトップセールスやバイヤー等を対象としたセミナーを実施したほか、在留邦人が多く、米の需要が見込まれます米国に対しては、テスト輸出やプロモーションを実施してきたところでございます。

日本酒につきましては、香港やシンガポールにおいて、商談会や道産酒のPRを行ったほか、フランスにおいては、輸出可能性の調査や品評会への参加を行ってきたところであり、青果物については、台湾や香港において、北海道の知名度を生かして、長期的な常設売り場を設置したほか、タイやシンガポールなどへの輸出方法の効率化、コストを検証するためのLCCを活用したテスト輸出や、船便を利用した鮮度保持技術の実証試験を行ったところでございます。

さらに、牛肉につきましては、シンガポールやベトナムなどでの販路開拓に向け、現地の飲食店等を対象とした調理方法の講習会や個別商談会を実施するなど、それぞれの品目と相手国の状況に応じた取り組みを進めてきたところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 道の食の輸出拡大戦略の策定後の平成28年及び29年における、米や青果物を初めとする重要品目の農畜産物などの輸出状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○雄谷6次産業化担当課長 これまでの輸出の状況についてでございますが、平成28年に道内港から輸出された農畜産物等の輸出額は42億円となっており、毎年、順調に増加しておりましたが、平成29年は37億円と、前年に比べ、5億円ほど減少したところでございます。

その要因としては、輸出の主力であるナガイモが、台風被害等により、平成28年産の生産量が減少した影響から、3億円の減少、また、タマネギにつきましては、28年産の道外産地の生産量が減少したことから、道産タマネギの国内市場における需要が増大し、輸出量が減ったため、5億円の減少となったことが挙げられます。

一方、LL牛乳などのミルク類は、香港、シンガポールなどで安全、安心の面で好評を得てい

ること、米についても、香港や米国などへの輸出が増加傾向にあることから、いずれも、順調に輸出が拡大し、3億円程度の増加となったところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 農畜産物などの輸出状況につきましては、輸出目標額100億円に対して、かなり厳しい実績額になっていると思っておりますが、このように伸び悩んでいる要因をどのように認識し、今後、どう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 食の安全推進局長立花智君。

○立花食の安全推進局長 輸出に対する認識についてでございますが、農畜産物等の輸出につきましては、相手国の動植物検疫等による輸入規制や衛生管理基準、残留農薬基準により、輸出品目が限定されているほか、輸入規制が比較的緩やかな香港やシンガポールなどでは、国内外の産地との競争激化による価格低下も生じている状況でございます。

また、自然災害等の影響による生産量の減少や、国内の他産地の生産量減少に伴う国内需要への対応も、安定的、継続的な輸出量を確保できない大きな要因と認識しているところでございます。

道といたしましては、人口減少による国内市場の縮小が懸念される中、本道農業の持続的な発展を図るためには、新たな販路の開拓や品目の掘り起こしによる輸出拡大に取り組むことは大変重要と考えており、これまでの取り組みで得た実績や課題等を踏まえ、引き続き、安定生産と新たな販路拡大に向けた各般の取り組みを進めてまいります。

以上です。

○加藤貴弘委員 9月の経済委員会で、「北海道食の輸出拡大戦略～第Ⅱ期～」の素案が示されましたが、その中で、農畜産物などについては、目標年の平成35年までに、道内港からの輸出目標額が100億円、道外港から25億円、合わせて125億円という目標を掲げております。

これまで100億円という目標が達成されていない状況の中、どのような考え方で新たな目標を設定されたのか、お伺いいたします。

○立花食の安全推進局長 輸出目標額の設定の考え方についてでございますが、現行の北海道食の輸出拡大戦略では、国の輸出戦略における目標設定や道産農畜産物等の輸出額の伸び率を踏まえ、農業関係団体や事業者等の意見を伺いながら、道内港からの輸出額の目標を100億円としたところでございます。

農畜産物等の輸出は、相手国の輸入規制や自然災害等の影響などによる生産量の減少などの課題がある一方、道外港から輸出されている事例もあることから、道内の生産者等がビジネスチャンスを広げ、輸出に取り組んでいくためには、幅広い輸出実態や海外ニーズを見きわめながら、施策を効果的に進める必要があるため、新しい戦略におきましては、道内港はもとより、道外港を含めた、新たな輸出目標を設定することとしたものであります。

以上です。

○加藤貴弘委員 輸出拡大については、近年、地球温暖化の影響と考えられる異常気象が多発し

ており、台風や地震などの自然災害に備えつつ、まずは、国内の食料自給率の向上にしっかりと貢献し、その上で、農家所得の向上を図るための施策としていかなければならないと思います。

こうした中、タイ当局が、病虫害の侵入防止などを理由に、今月15日から、日本産のトウモロコシやカボチャなど、青果物5品目の輸入を禁止するとの報道があり、道内からの輸出にも影響を及ぼすことが懸念されます。

道は、輸出額目標達成も含め、今後、農畜産物の輸出にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○**甲谷農政部食の安全推進監** 今後の取り組みについてであります。第Ⅱ期の輸出拡大戦略では、生産の安定化及び輸出品目の拡大と人材育成・輸出支援体制の強化の2点を新たに戦略の柱に追加し、生産から流通、市場の拡大という流れに沿った施策を推進することとしております。

その中で、農畜産物等の輸出拡大に向けては、安定生産に向けた環境整備はもとより、輸出品目の販路が広がるよう、輸出先国における規制の撤廃や緩和などについて、引き続き、国へ要請していくとともに、これまでの取り組みによる実績や課題を踏まえ、物流コストの低減や、海外市場までの品質保持のための新たな技術の研究開発、北海道ブランドを活用した青果物の市場拡大と周年供給に向けた取り組みなどを実施することとしております。

また、輸出に取り組む意欲のある生産者等への支援を行う国の施策と連動させながら、産地の掘り起こしや育成を図るなど、今後とも、国内の食料自給率の向上に貢献しつつ、農家所得の向上に資する農畜産物の輸出拡大に向け、生産者や農業関係団体、輸出事業者などと連携しながら、各般の施策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○**加藤貴弘委員** 次に、死亡牛のBSE検査についてであります。

我が国におけるBSEの発生リスクが低下していることから、国は、死亡牛のBSE検査の対象月齢を、これまでの48カ月から96カ月に引き上げることを食料・農業・農村政策審議会に諮問し、来年4月からの適用を目指しております。

検査対象月齢が96カ月に引き上げられますと、検査頭数は約3分の1に縮小すると言われていたことから、検査体制の見直しなどについて伺ってまいります。

道内における死亡牛の検査頭数は、平成27年4月に検査対象月齢が48カ月に引き上げられて以降、3万7000頭程度の検査が行われてきたと伺っておりますが、これまで、道内の家畜保健衛生所において、どのような人員体制で検査が行われてきたのか、伺います。

○**沖田清志委員長** 家畜衛生担当課長山口俊昭君。

○**山口家畜衛生担当課長** 現状の検査体制についてであります。道では、死亡牛のBSE検査を円滑に進めていくため、検査制度がスタートした当初においては、道内7カ所に、死亡牛から検査材料を採取するBSE検査室を設置し、石狩など、4家畜保健衛生所で細密検査が実施できる体制をつくるとともに、人員についても、新たに獣医師を29名配置するなどして、対応に当たってきたところでございます。



【第2分科会 11月12日 第4号】

平成27年4月には、国の基準が見直され、検査対象月齢が48カ月に引き上げられて以降は、検査頭数が減少しており、現在、25名の人員体制で検査を行っているところでございます。

○加藤貴弘委員 死亡牛の検査対象月齢が96カ月に引き上げられますと、検査頭数は現状の3分の1程度になり、約1万2000頭に減少すると言われておりますが、こうした状況においても、効率的に検査を実施していく必要があると考えます。

今後、どのような体制で検査を実施していくのか、考えをお伺いいたします。

○山口家畜衛生担当課長 今後の検査体制についてであります。このたび、国において、死亡牛のBSE検査の対象月齢の見直しがなされ、96カ月以上に引き上げられた場合には、道内での検査頭数は、現状より3分の1程度に減少すると見込まれるところでございます。

このことから、道では、検査体制の集約や定数の見直しなど、より効率的な検査体制を検討していく考えでございます。

○加藤貴弘委員 死亡牛の円滑な検査に当たりましては、死亡牛の処理業者などとの連携が不可欠であり、検査頭数が大幅に減少した場合でも、引き続き、円滑な検査を実施していくためには、化製場などとの連携が不可欠と考えます。

どのような対応をしていく考えなのか、お伺いいたします。

○立花食の安全推進局長 化製場など処理業者との連携についてでございますが、道では、これまで、検査対象となる死亡牛の円滑な収集、運搬と、検査を終えた死亡牛の適正処理を図っていく上から、運搬業者並びに処理業者との間での連携を密にしながら、BSE検査を行ってきたところでございます。

こうしたことを踏まえ、7月に、処理業者等が参集する協議会に出席し、対象月齢の見直しに係る国の動きなどにつきまして情報提供を行ったほか、10月には、農業団体などで構成されます死亡牛の適正処理に関する会議におきまして、生産者団体や処理業者等への情報提供を行い、今後の事務処理などにつきまして意見交換を行ったところでございます。

道といたしましては、検査対象月齢の見直し後におきましても、道内における検査が適正かつ円滑に行えるよう、引き続き、関係者との協議を重ねてまいる考えでございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 平成13年9月に、国内で初めてBSE感染牛が確認され、それ以降は、BSE対策特別措置法に基づく、安全確保に向けたさまざまな取り組みが行われ、25年には、OIEから、無視できるBSEリスクの国として認定されております。

酪農王国・北海道としては、引き続き、牛肉の安全、安心を確保しながら、国内への供給はもとより、輸出拡大を図るためにも、しっかりとBSE対策に取り組んでいく必要があると考えますが、道はどのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

○甲谷農政部食の安全推進監 今後の取り組みについてでございますが、現在、我が国においては、国際的には無視できるBSEリスクの国として評価されておきまして、法律に基づき、今後とも、死亡牛のBSE検査については継続して行われていくこととなっております。

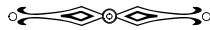
道といたしましては、BSE検査は、国際的な評価の維持に向けた取り組みのみならず、酪農、畜産の安定的な発展と道産牛肉の安全、安心を確保していく上から、大変重要なものがございますので、引き続き、関係者の理解と協力をいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員長** 加藤(貴)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩



午後1時1分開議

○**太田憲之副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政所管にかかわる質疑の続行であります。

白川祥二君。

○**白川祥二委員** 午後の1番目で質問します。

まず、北海道の特徴といえば、冷涼な気候で広大な敷地、そこで生産される農畜産物というイメージですが、このことが、国内外問わず、高い評価を受けているというふうに思うところでございます。

しかし、近年の気象の変化による高温多湿または長雨というようなことで、生産現場においては、管理業務に細心の注意を払っているということだと思います。

そんな中、今、国際化、または外国人観光客、いわゆるインバウンドの増加ということがあり、食のさまざまな情報が出されているわけでありまして、そのことによって北海道ブランドというものが傷つかないかと心配しているところでございます。

そんなことから、きょうは、食の安全、安心に関する政策について質問させていただきたいというふうに思います。

まず、道は、食品の安全、安心に関して、緊急性や重要度の高い情報に容易にアクセスできるよう、北海道食の安全・安心に関するポータルサイトを開設しております。

また、食に関するさまざまな道の施策や取り組みについて、最新情報を発信するとともに、メールマガジンの発行や講習会、セミナーなど、わかりやすい情報の提供に取り組んでいると承知しております。

食に関しては、生産から消費までのさまざまな分野にわたって、多くの情報があり、道民が適時適切な情報を得られることが何よりも重要と考えます。

このため、情報の種類や内容が道民ニーズにマッチしているのかどうか、発信した情報がどう受けとめられ、どのような効果があるかなどを確かめながら、道民サイドに立って情報の発信に努めることが大切だと思いますが、見解を伺います。

○**太田憲之副委員長** 食品政策課長瀬川辰徳君。

○瀬川食品政策課長 食に関する情報の発信についてでございますが、道では、国や他の地方公共団体等が提供いたします食の安全、安心に関する情報につきまして、積極的に収集、分析いたしますとともに、関係部局・機関と連携いたしまして、食の安全、安心に関する情報を一元的に発信するため、ポータルサイトを開設いたしますほか、最新情報をわかりやすく提供するため、メールマガジンを隔週で発行するなど、適切な発信に努めているところでございます。

こうした中、本年8月、全道7カ所で開催いたしました地域意見交換会などでは、道民の皆様から、食品の表示など、国の制度が見直されており、わかりづらいことや、食の安全、安心に関する間違った情報を正しいと思い込んでいる消費者もいるため、行政等の適切な情報発信が大切であるなどの御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、食の安全、安心を確保し、健全な食生活を実現するためには、消費者みずからが必要な情報を収集し、安全な食品の選択など、適切に行動していくことができるよう、今後とも、消費者にとって有益な情報を的確に提供してまいる考えでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 今まさに課長が言われたように、本道の食の安全、安心に関して間違った情報を正しいと思い込んでいる消費者がいる、そのようなことから、行政等による適切な情報発信が本当に重要だというふうに思うところでございます。

そのような中、道は、食品の安全、安心に関する相談や申し出窓口として、食品表示110番、食品安全相談ダイヤルの専用電話を開設しており、そのほか、全道13の道立保健所においても、道民からの相談や申し出を受け付けております。

平成29年度に道が受理した件数は806件となっており、その内容は、異物の混入や腐敗などの食品関係が最も多く、次いで、期限切れや張りかえなどの表示関係、施設の汚れなどの施設関係が多くなっております。

道産品や国産品、輸入品といったことについての詳しいことはわかりませんが、少し以前からの状況を見ても、専用電話や各保健所などで受理した件数が年間で800件を超えて推移しております。

道は、全国に先駆けて食の安全・安心条例を制定し、計画的に食の安全・安心対策を進めておりますが、食品に対する信頼を揺るがす事件や事故などが後を絶ちません。

このような状況をどのように受けとめているのか、伺います。

○瀬川食品政策課長 道民からの相談や申し出についてでございますが、道では、北海道食の安全・安心基本計画に基づきまして、食品の安全、安心の確保に向けました各般の施策を計画的に推進いたしますとともに、窓口を明確にし、食に関する道民の皆様からの相談や申し出を広く受け付け、受理した情報につきましては、庁内関係部局と共有化し、また、一元管理を行いながら、国等の関係機関と連携の上、適切な措置を講じているところでございます。

こうした中、近年におきましても、国内における異物混入などの重大な食品事故の発生や、道民の皆様からの通報件数等が多いことから、我が国最大の食料生産地域である本道が、食の安

全、安心を確保し、消費者の期待に応える食品の生産や供給を図っていくことが何よりも重要と認識しているところでございます。

○白川祥二委員 次に、食の安全・安心基本計画の指標について伺います。

第3次食の安全・安心基本計画は、まず、大きく、基本施策、生産及び供給、表示及び認証、そして、情報関係の4政策に区分され、その中に、15の施策体系と48の指標があります。各指標ごとに、基準値と計画が終了する平成30年の目標値が設定されており、毎年度の実績が報告されております。

平成29年の実績を見ますと、当初の基準値を下回っている指標や、進捗率が低く、到底、目標の達成が無理と思われる指標もあります。

計画の施策効果などをどのように見通していたのかはわかりませんが、農政部所管の指標と実績の動きをどのように受けとめているのか、伺います。

○瀬川食品政策課長 食の安全・安心基本計画の指標についてでございますが、道では、この基本計画におきまして、生産から流通、消費に至る各段階での食品の安全性の確保など、五つの重点的な推進方向を定めますとともに、施策の目標値を指標として設定し、毎年度、その達成状況を点検、検証しながら、各般にわたる施策を展開してきているところでございます。

こうした中、農政部所管施策の達成状況につきましては、道産小麦の利用拡大など、着実に進んでいる施策がある一方、国の制度の見直しなどにより、一部の施策では計画どおり進んでいないものもございまして、道といたしましては、農業団体など関係者の方々と連携いたしまして、消費者から信頼され、本道のブランドづくりの基盤となる安全で安心な食品の生産供給がさらに推進されますよう、道議会での御議論や、広く道民の皆様の御意見を伺いながら、本年度内に新たな計画を策定してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、クリーン農業の推進についてでありますけれども、クリーン農業は、有機農業とともに、北海道食の安全・安心条例に位置づけられ、現在、平成27年度から、おおむね5年間の第6期推進計画が進められております。

平成29年度の施策として、クリーン農業にかかわる技術の開発、普及、クリーン農産物の生産支援と流通・消費対策のほか、クリーン農業を推進するための生産基盤の整備などが進められております。

北海道食の安全・安心基本計画の関係指標を見ると、「YES! clean」表示制度の登録生産集団数や作付面積では、ある程度、目標に近づいておりますが、エコファーマーの認定数は、当初の基準年の実績よりも減少しております。

以前の計画では、作付面積の減少などがあつたりして、なかなか計画どおりに進みづらいところがあるように思います。

道のクリーン農業の取り組みは30年近くになろうとしています。しかし、クリーン農業への理解や、農作物の収量や品質をどう維持するのかといった課題が依然として多いと思っておりますが、ど

のように受けとめているのか、伺います。

また、クリーン農業が、道が目指す北海道農業のスタンダードとなるためには、どのような政策が必要と考えているのか、あわせて伺います。

**○瀬川食品政策課長** クリーン農業の推進についてでございますが、道では、これまで、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努めまして、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめましたクリーン農業の推進に取り組んできたところでございますが、「YES! clean」農産物につきましては、消費者の認知度が低く、価格面でのメリット感が少ないほか、地域や土壌条件によっては、安定した収量や品質が確保できないといった技術的な課題などがあると認識しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、道立総合研究機構と連携いたしました新たな技術の開発や、実証圃の設置によります技術の普及を図るなど、生産者への支援に努めますとともに、流通・販売業者等への働きかけなどによる生産物の販路拡大や、各種イベントでの「YES! clean」表示制度の周知、環境保全に果たす役割に対する消費者の理解の醸成など、各般の施策を積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○白川祥二委員** 次に、有機農業の推進について伺います。

道は、有機農業を進めるため、平成20年3月に、最初の北海道有機農業推進計画を策定し、平成25年3月には、次の第2期推進計画を策定し、さらに、4年後の平成29年3月に、第3期北海道有機農業推進計画を策定して、各般の施策を進めております。

有機農業は、環境保全型農業を先導し、本道農業の持続的発展につながる農業形態の一つとして、道の重要な政策に位置づけ、これからも推進するものと承知しているところであります。

現推進計画は、有機農業に取り組む農家数の目標を1300戸としておりますが、現在ほどここまでふえているのでしょうか。現計画の前の平成28年までの第2期推進計画でも、目標は、同じく1300戸で、そのときの実績は667戸にとどまっており、厳しい状況が続いているように見受けられます。現状や課題をどのように受けとめているのか、伺います。

また、有機農業のウエートはまだまだ低く、今後の拡大に向けて、さらなる努力を続けることが重要と思いますが、どのように有機農業を進めるのか、あわせて伺います。

**○瀬川食品政策課長** 有機農業の推進についてでございますが、有機農業は、栽培技術が十分に確立されていなく、収量が不安定なこと、販売価格が割高で、ロットも小さく、販路の確保が難しいなどの生産や消費面の課題に加え、有機農業に取り組む農家戸数につきましては、全体の農家戸数そのものの減少もございまして、平成28年度末時点で641戸と、計画の進捗におくれが見られるところでございます。

道といたしましては、有機農業を本道農業の持続的発展のための重要な形態の一つと位置づけまして、現行計画におきまして、これまでの栽培技術の開発等に加え、有機農業へ参入がしやすく、経営が安定的に継続できるよう、経営指標の作成などを進めているほか、生産者と流通・販

売事業者等とのマッチングによる販路の確保などにも努めてございまして、今後とも、本道における有機農業の拡大に向け、各般の施策を推進してまいります。

以上でございます。

**○白川祥二委員** 先ほどのクリーン農業の推進、「YES! clean」の取り扱い、また、今の有機農業ということで、確かに、北海道の農産物のブランド力を高めるアイテムとしては素晴らしいと思います。

ただ、やはり、課長がおっしゃったとおり、価格面でのメリットがない、それとあわせて、有機農業ではロットが確保できないということでもあります。

私も生産現場におりますが、まず、技術については大変厳しいです。ですから、価格と技術の問題と、そしてロットを確保することですが、気象条件によって、大きく左右されます。

私は、タマネギを「YES! clean」としてやっていたのですけれども、本当に、1日でも間違っただけで、いきなり、全部がペアというようなことも経験しております。

ですから、その辺については、消費者に対する意識の啓発が必要ではないのかなというふうに思うところがございますので、道としてしっかりと対応してほしいなというふうに思います。

次に、6次産業化と安全・安心対策について伺いますけれども、6次産業化は、農業者が、生産した農産物を加工して付加価値を高めたり、流通、販売まで行うなど、2次産業、3次産業の分野に主体的にかかわり、収入や所得を増加させようというものであります。

道の食の安全・安心条例では、生産から消費に至る各段階において、それぞれの食の安全、安心に取り組もうとしておりますが、農業者が、生産の知見以外に加工や流通段階で求められるさまざまな安全・安心対策について、法的、技術的、専門的な知識まで身につけることは必ずしも容易ではない状況が考えられます。

6次産業化を進める上で、農業者に対し、食の安全、安心を確保するために支援するプログラムなどを用意して、適切に対策を進める必要があると考えますが、見解を伺います。

**○太田憲之副委員長** 6次産業化担当課長雄谷淳史君。

**○雄谷6次産業化担当課長** 6次産業化対策の取り組みについてでございますが、本道の基幹産業である農業を初めとする1次産業が、加工や観光、小売といった、2次産業、3次産業と結びつき、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進することは、農林漁業者の経営の安定化だけでなく、地域における雇用の確保や所得の向上にもつながる必要な取り組みと認識しているところでございます。

これまで、6次産業化に取り組んでいる事業体においては、労働力不足や農業生産の両立、加工技術、販売拡大など、さまざまな課題があることから、道としては、6次産業化サポートセンターの活動を通じて、新たに、6次産業化に取り組む事業体に対する普及啓発、新商品の開発、加工販売施設の整備や技術などについて、個別相談や専門家を派遣するなどの支援を行っているところでございます。

今後とも、個々の事業者が有する課題を早期に解決し、持続的に経営の安定化が図られるよ

う、サポートセンターの活用促進や、農業改良普及センターによるきめ細やかなフォローアップ活動などを行い、引き続き、道内における6次産業化の取り組みを一層推進してまいる考えでございます。

○白川祥二委員 サポートセンターは大いに活用したほうがいいと思うのです。やはり、農業者も、まだまだ一步を踏み込めないでいるところもあると思いますので、その辺はよろしく願いします。

次に、地産地消と安全・安心対策についてですけれども、地域で生産された新鮮な野菜や果物を消費者へ直に販売する道の駅など、直売所が大変にぎわっております。道が進める生産者の顔が見える地産地消は、単に新鮮な農産物と出会う場だけでなく、直接、生産者から消費者へ良質で安全、安心な農作物を提供し、より信頼関係を強めることであると考えます。

もとより、生産者は、関係法令を遵守し、自主的に食品の安全性を確保して、適切な情報提供に努めることが求められております。

地産地消は、生産者と消費者が直接的につながる関係にありますので、特に、食の安全、安心に関し、生産者が適切に対応できるよう支援していくことが重要と考えますが、見解を伺います。

○雄谷6次産業化担当課長 地産地消と安全・安心対策についてでございますが、農畜産物の安定的な需要を確保することや、消費者が求める安全で安心な農畜産物の供給は、生産者と消費者のきずなを強め、農業の発展はもとより、地域の活性化にも資する重要な取り組みと認識しているところでございます。

道では、これまで、「米チェン」や「麦チェン」の取り組みを初め、愛食フェアによる直売所や愛食レストランの登録のほか、6次産業化の普及啓発といった愛食運動とともに、生産者が、農業の生産工程管理を通じて食品の安全等を確保できるよう、GAP認証の取得促進への支援に取り組んできたところでございます。

道としては、今後とも、本道農業が持続的に発展していけるよう、地産地消や食の安全、安心の確保に向けた、各般の施策を積極的に推進してまいる考えでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、食品のトレーサビリティについてでありますけれども、トレーサビリティの導入普及は、生産から食卓に至るまでの各過程を明らかにし、食品の安全、安心を確保すること、さらに、不測の事態が発生したときは、その原因の究明や被害の拡大防止など、速やかな対応にとって重要であります。

道内においては、道産牛肉の銘柄や農場などの独自の情報提供が行われているほか、豚肉、米、野菜、水産物やキノコ、牛乳、乳製品などの加工食品にかかわるトレーサビリティシステムの導入が進められ、ホームページで導入事例が紹介されております。

この指標として、道のホームページで紹介する事例は、たしか、目標の100に対し、実績は42で、基準年の平成24年から、7事例がふえたのみであります。

道は、トレーサビリティシステムの導入品目や事業者などの拡大に向け、どのように取り組みを進めるのか、伺います。

**○瀬川食品政策課長** 食品のトレーサビリティについてでございますが、トレーサビリティは、生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、食品に関する不測の事態が発生した場合には、原因究明や正確で速やかな製品の撤去、回収による被害の拡大防止などに有効であると認識するところでございます。

道では、生産者や事業者の自主的な取り組みを基本といたしながら、生産から流通、加工、販売までのフードチェーンに携わる関係者が連携、協力して取り組むことができるよう、ホームページでの事例紹介や導入手引書の活用などを通じまして、トレーサビリティシステムの導入を推進してきたところでございますが、食を取り巻く情勢の変化に伴い、GAPやHACCPに沿った衛生管理の導入等による食の安全、安心の確保は求められてございまして、こうした取り組みとあわせて進められていることから、ホームページ掲載を希望する件数も目標の4割にとどまっているところでございます。

道といたしましては、今後とも、食の安全・安心ポータルサイトやメールマガジン、各種イベントの場などを活用いたしまして、法律で義務化されている品目での確実な履行や食品ごとの生産・製造状況に応じたトレーサビリティの導入促進に向けまして、普及啓発を進めてまいります。

以上でございます。

**○白川祥二委員** 今、トレーサビリティについて、事例紹介は目標の4割ということでした。

しかし、実際には、私たち生産現場では、はっきり言って、数年前から、収穫して持っていった段階で、トレーサビリティの証明がなければ、JAなど、全てのところで引き受けてくれないのです。

ですから、トレーサビリティは当たり前で、トレーサビリティの事例云々という時代は終わったのではないかなど。今はGAP、HACCPの時代に入ってきているので、その辺のことも考慮しながら、トレーサビリティから、プラスアルファの事例紹介をすることによって、いろんな企業の方がより有利に販売できるような、ちょっとしたアイデアを使った中での応募をあわせてしたほうが良いような気がするので、その辺もよろしくお願いします。

次に、農薬の適正使用について伺いますけれども、農産物などが安全で安心できること、また、人畜や周辺環境に対する影響を防止するために、農薬の使用、保管、流通などの各段階において、しっかり安全・安心対策を進めることはとても重要なことでもあります。

平成29年度の事例ですが、カボチャで、食品衛生法に基づく残留基準値を超える有機塩素系殺虫剤のヘプタクロルが検出され、以前にも検出されているのですけれども、必要な措置がされております。

また、最近では、ミツバチの大量死が、ネオニコチノイド系農薬と関係している可能性が指摘され、有用動物の被害が報道されております。



【第2分科会 11月12日 第4号】

道は、農薬指導士を認定しておりますが、認定数は2000人ほどで推移しており、平成25年度における認定目標数が3000人であったことを考えますと、きめ細かい指導体制が果たして大丈夫なのかと心配であります。

いずれにしても、農薬の適正使用を徹底するため、積極的に対策を進める必要があると考えますが、道の取り組みを伺います。

○太田憲之副委員長 農業環境担当課長河野勉君。

○河野農業環境担当課長 農薬の適正使用に向けた対応についてであります。農作物の栽培において、収穫量及び品質の安定化を図る上で農薬を使用していくことは、技術面及び経営面からも求められているところでありますが、その使用に当たりましては、人や家畜、周辺環境などへの影響を含め、常に注意しながら取り扱っていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、JA職員などを対象に専門的な研修を行い、一定の知識を習得した者として北海道農薬指導士に認定するなど、使用者に対する現場でのきめ細やかな指導とあわせ、農薬販売業者への立入検査等により、農薬の適正な流通及び販売の確保を図っているところであります。

また、農薬の製造・流通団体や農業団体などで構成する北海道農薬安全使用推進協議会を通じ、農薬の流通、使用に係る情報の共有化を図るなど、関係団体とも緊密な連携を図りながら、農薬の適正使用の徹底に努め、道産農畜産物の安全、安心の確保にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 今答弁をいただいて、それでいいのでしょうかけれども、目標が3000人で、現在は2000人ということです。3000人の目標に対して2000人ということについては、まだ伸ばしていきなかなきゃならぬという思いでいるのかどうか、そこを確認します。

○河野農業環境担当課長 農薬指導士の認定についてですが、農薬指導士数の目標については、目標を変更いたしまして、現在は2000人となっております。

その要因につきましては、関係業界の高齢化、それから農家戸数の減少などによるもので、現在は2000人に変更しております。

以上でございます。

○白川祥二委員 多分、そうやってしゃべるだろうと思っていました。要するに、そういうことで、目標を3000人から2000人に変更したということですね。

次に、農用地の環境保全について伺います。

農畜産物の生産基盤である農用地が、農薬や肥料のバランスを欠き、土壌汚染や水質汚濁が生じれば、食の安全、安心に影響が及ぶことが懸念されます。

道は、家畜の排せつ物や魚かすなどから生産された肥料について、ヒ素、カドミウムなどが混入し、農畜産物や土壌環境に影響することを懸念して、肥料の安全性の確保や適正使用を進めております。

今、道産の農畜産物や加工品は、道外はもとより、輸出先でも好評を博しておりますが、そのものの品質がよいのはもちろんのこと、農畜産物が生育する環境のイメージも大きな役割を果たしていると考えます。

このようなことから、限られた一部の農用地の汚染であっても、北海道ブランドへの影響が広がり、信頼は容易に回復できない事態が考えられます。

安全な農用地の保全管理のために、しっかり施策を進めていくことが必要と考えますが、どのように取り組むのか、伺います。

**○瀬川食品政策課長** 農用地の環境保全についてでございますが、北海道農業が持続的に発展していくためには、堆肥等の有機物の施用などにより健全な土づくりを進めまして、環境保全に配慮した農業の推進が重要と認識してございます。

道内では、家畜排せつ物や食品残渣などを原料とした堆肥などの特殊肥料が生産、流通されてございますが、肥料中に有害成分が一定以上含まれる場合には、安全、安心な農業生産はもとより、土壌環境に影響を及ぼすところと考えてございます。

このため、道といたしましては、今後とも、特殊肥料生産業者が届け出をする際には、有害物質であるヒ素やカドミウム、水銀の分析結果を提出するよう指導いたしますとともに、特殊肥料生産業者への立入検査を実施いたしまして、安全性を確保するほか、農業改良普及センターを通じまして、堆肥等の適正な利用を促すなど、農用地の環境保全に努め、安全で安心な農産物の生産供給を推進してまいります。

以上でございます。

**○白川祥二委員** 次に、遺伝子組み換え作物の栽培についてでありますけれども、道は、平成17年度に、遺伝子組み換え作物と一般作物との交雑や混入を起こさないよう、北海道遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例、いわゆるGM条例を制定するとともに、遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準や試験研究機関の要件などを定めております。

遺伝子組み換え作物の一般栽培は許可制で、一方、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届け出制ですが、平成30年度中の予定では、許可申請や届け出はありません。

遺伝子組み換え農産物や食品に対しては、多くの道民が不安を抱いております。一方、アメリカやカナダなどでは、広範囲に栽培され、普及される状況にあります。

今後、TPP11など国際協定が発効しても、関係国企業の経済活動が都道府県の政策に直接に影響しないことを願うところでありますが、遺伝子組み換え作物の栽培に関し、道の規制や基準がかみ合わず、混乱しないとも限りません。

このような点についてどのように認識しているのか、伺います。

**○瀬川食品政策課長** 遺伝子組み換え作物の栽培についてでございますが、平成26年に実施いたしました道民意識調査の結果によりますと、遺伝子組み換え食品の安全性や、遺伝子組み換え作物を栽培することによる環境への影響につきまして、約8割の方が不安に思っており、北海道遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例、いわゆるGM条例の制定当時から、

大きな変化は見られないところでございます。

我が国最大の食料生産地域である本道におきましては、消費者の信頼を確保し、食の北海道ブランドづくりの基本となります食の安全、安心を進める上で、一般作物との交雑等が懸念される屋外での遺伝子組み換え作物の栽培につきましては、引き続き、慎重な対応が必要であると考えてございまして、今後とも、条例に基づき、適切に対応してまいります。

以上でございます。

**○白川祥二委員** 北海道のGM条例に基づき、慎重に対応していくということは当然でしょうけれども、我々生産現場、また、消費者等々も含めて、今の国際情勢を考えたときに、果たしてそれで本当に守られるのか。

皆さん方は十分承知していると思えますけれども、国際貿易ルールのISDSの問題があります。その場合、果たして、北海道の条例そのものに効果があるのかなのかということについて、今はコメントしませんが、かなり厳しい状況にあるというふうに自分は認識しています。

ですから、そのことよっての懸念、不安というものが常につきまとっているというように思うところでございますので、その辺については、しっかりと対応していただくようお願いするところであります。

次に、越境性動物疾病対策について伺います。

平成22年度に、国内で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが大規模に発生したことから、平成23年に家畜伝染病予防法が改正され、発生の予防、早期の発見、通報、迅速的確な初動を重点として、家畜防疫体制の一層の強化が図られました。

しかし、越境性動物疾病の一つであるアフリカ豚コレラが、2007年以降、ロシアや東欧で発生が続き、アジアでは、本年8月に中国で発生し、拡大の傾向にあるほか、豚の口蹄疫が、中国、韓国などで継続的に発生しています。

国内でも、本年9月6日に、岐阜県で豚コレラが確認されたところであります。

さらに、近隣諸国では、高病原性鳥インフルエンザなどの発生が継続して確認されておりますので、渡り鳥の飛来シーズンに入れば、一段と警戒する必要があります。

また、海外との人の往来がふえておりますので、これらの越境性動物疾病の侵入リスクは非常に高い状況にあると考えますが、道の認識と対策を伺います。

**○太田憲之副委員長** 食の安全推進局長立花智君。

**○立花食の安全推進局長** 越境性動物疾病、いわゆる海外悪性伝染病の対策についてでございますが、本年8月以降の中国におけるアフリカ豚コレラの蔓延や、韓国など近隣国での高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの継続的な発生、さらには、岐阜県での豚コレラの確認など、越境性動物疾病の侵入リスクは極めて高く、家畜防疫対策の一層の徹底が必要と認識してございます。

これらの疾病は、海外からの人、物、渡り鳥を介して国内に侵入する可能性が高いことから、

国におきましては、空港や港での動物検疫の強化や、発生国からの持ち込み物のチェックを厳格化しており、道といたしましては、空港における来道者への周知に加え、観光関係団体への協力要請や外国人研修生受け入れ農場などへの注意喚起を行ったところでございます。

また、道内の農場に対しましては、家畜保健衛生所が直接訪問するなどし、農場への立ち入りや車両消毒などの飼養衛生管理基準の徹底を指導するとともに、高病原性鳥インフルエンザに関しましては、渡り鳥のシーズンを迎え、各振興局におきまして、侵入防止と発生時の対応などについて、訓練や会議を通じ、関係機関と確認を行っているところでございます。

こうした疾病は、一度侵入すると、発生農場はもとより、畜産業基盤や北海道の食のブランドの価値を揺るがしかねないことから、引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、侵入防止に向けた監視や防疫対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

**○白川祥二委員** 本当にしっかりと取り組んでいてほしいのですよね。

アフリカ豚コレラは、実は、中国で広範囲に蔓延している最中であります。そんな中、先般、新千歳空港で、中国の観光客がこの豚のソーセージを、1本かと思ったら、20本も持っていたと。このように、一人の観光客が20本も持って歩いていたということは、食習慣として、常に持ち歩くのかなど。

また、今回の新千歳空港での件は抜き打ち検査で発見されたということでしたが、では、果たして、それだけで大丈夫なのかということですか。

やはり、一番心配なのは、豚コレラの肉のソーセージ等を日本へ持ってきて、食べて、残したときに、その辺のごみ箱に捨てたとか、何かがあったときに、果たしてどうなっていくのか、それがすごく懸念されるわけであります。

ただ、これは農政部だけで到底対応できることではありませんので、経済部観光局も含め、それぞれが、外国から来るインバウンドの方々に対し、啓蒙や注意喚起を本当にしっかりやってほしい、それを特にお願いしたいということでございます。

最後になりますけれども、食の安全・安心条例の点検などについて伺います。

道は、平成17年3月に北海道食の安全・安心条例を制定し、各般の施策を推進するとともに、定期的に、条例の点検、検証や、北海道食の安全・安心基本計画及び北海道食育推進計画の見直しを行っておりますが、本年度は、そのための作業を進めているところと承知しております。

今、国内外の情勢は急激に変化し、食の安全、安心を取り巻く状況は厳しさを増しておりますことから、この条例の果たす役割は、ますます大きくなっております。

大変重要な時期でありますので、道民意見はもとより、広く関係者や学識者などの意見を聞くなど、しっかり点検、検証、見直しを行うことが必要と考えますが、見解と決意を伺います。

**○太田憲之副委員長** 農政部食の安全推進監甲谷恵君。

**○甲谷農政部食の安全推進監** 北海道食の安全・安心条例の点検等についてでございますが、道では、食の安全・安心条例に基づき講じた施策の実施状況などにつきまして、消費者や農業者な

ど、道民の皆様から広く御意見や御提案などをいただくため、本年8月に、全道7カ所で地域意見交換会を開催するとともに、関係団体への意見照会を実施するなどし、点検、検証を行った結果、条例の目的や基本理念、施策体系の枠組みは、おおむね妥当であることから、現時点で、条例の見直しは行わないこととしたところでございます。

道といたしましては、道議会での御議論や意見交換会、今後予定のパブリックコメントなどにより、広く道民の皆様のお意見を伺うとともに、関係団体や学識経験者などで構成する北海道食の安全・安心委員会での御審議もいただきながら、本年度内に新たな計画を策定し、消費者から信頼され、本道のブランドづくりの基盤となる安全で安心な食品の生産、供給がさらに推進されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、推進監から言われたとおり、条例の基本理念、施策体系の枠組みはおおむね妥当であり、そのようなことから見直さないということでございました。

ただ、私も含め、道民は、この条例に期待を持っていると思います。本年度には、新たな計画を策定するという事ですので、それに期待し、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

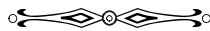
○太田憲之副委員長 白川委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、農政部所管にかかわる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩



午後1時48分開議

○太田憲之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 経済部所管審査

○太田憲之副委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

三好雅君。

○三好雅委員 それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、観光振興についてでございます。

今、我が国では、力強い経済を構築するための極めて重要な成長分野に観光というものを位置づけ、急速に成長するアジアを初めとして、世界の観光需要を取り込むためのさまざまな施策を展開しております。

このような中、道では、平成17年に北海道外客来訪促進計画を策定し、以降、計画のローリングを行いながら、東アジア地域はもとより、欧米地域を誘致対象地域として拡大するなど、戦略的なプロモーションや国際的な観光地づくりに努めてきたものと承知をしております。

人口減少が進行し続け、国内の旅行市場の伸び悩みが懸念される中にありまして、外国人来道者の増加には大きな期待が寄せられております。

また、道は、平成29年に北海道インバウンド加速化プロジェクトを策定する中で、訪日外国人来道者を500万人とするなど、高い目標を掲げられました。

そこで、本道の観光振興について、どのような取り組みをしてきたのか、その成果や今後の課題対応などを含めて、以下伺ってまいります。

まずは、外国人の誘客促進についてであります。インバウンド加速化プロジェクトの中では、交流人口の拡大による地方創生を本道の目指す姿の一つに掲げ、戦略的なプロモーション活動を展開することとしております。

平成29年度の決算を見ますと、台湾などの成熟市場を初め、成長市場や欧米市場からの誘客促進対策費として2億1700万円、テレビやSNSなどの複数メディアを組み合わせた情報発信が1800万円などとなっているところであります。

そこで、具体的に、どのような地域に対し、どのような重点的な取り組みを講じたのか、また、どのような事業成果があり、それが地方創生にどう貢献しているのか、伺います。

○太田憲之副委員長 観光局参事小野寺淳一君。

○小野寺観光局参事 外国人の誘客促進についてでございますが、これまで、道では、インバウンドの拡大を重点施策として位置づけ、海外市場の規模や潜在力などに着目した戦略的な取り組みを進めてきているところでございます。

台湾、韓国などの成熟市場に対しましては、個人旅行やリピーターの増加に対応したスポーツツーリズムなどの新たな観光資源の開発、また、今後、さらなる拡大が期待できる中国などの成長市場に対しましては、相手国のニーズに合わせた団体ツアー商品の造成、さらには、大きなポテンシャルを有する欧米市場に対しましては、自然体験、バードウォッチングなど、付加価値の高い滞在型の観光メニューの充実などを図りながら、SNSなど、新たな媒体を活用した情報発信やプロモーションなど、市場の特性に応じた誘致活動を精力的に展開してきたところでございます。

こうした取り組みもあり、外国人来道者数は、過去5年間で4倍に伸びており、観光消費の拡大などにより、地域の活性化にも大きく寄与しているところでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 過去5年間で4倍に伸びており、また、市場の成長度合いに合わせて、それぞれの戦略を考えてきているということなのであります。インバウンドの誘客については、道はもとより、国や市町村、関係観光団体などが連携して取り組んできた結果、北海道外客来訪促進計画を策定した平成17年度に50万人を突破し、平成25年度には100万人、また、平成27年度は200万人を突破するなど、加速度的にインバウンドがふえてきているということは大変喜ばしいことだというふうに考えております。

その要因としては、さまざまな取り組みが効果的であったと評価できるわけでありまして、中

でも、チャーター便や定期便などの航空便の新規就航、増便が大きく貢献しているものと考えます。

しかし、その一方で、このやり方もそろそろ限界に来ているのではないかという懸念も指摘されるところであります。

道は、目標に掲げられた500万人を目指して、今後、300万人、400万人、そして500万人と、インバウンドをふやしていく戦略をどう描いていくのか、伺います。

○太田憲之副委員長 誘客担当局長榎信彦君。

○榎誘客担当局長 今後のインバウンド戦略についてでございますが、インバウンドのさらなる拡大に向けては、これまで以上に、市場の動向等を的確に踏まえた受け入れ体制や誘致活動の充実に加え、海外との交流を支える国際航空ネットワークなど、輸送手段の増強を図ることが何より重要と認識しております。

このため、道としては、新千歳空港の機能強化と発着便数のさらなる拡大に向けた国等への働きかけはもとより、地方空港における新規路線の誘致や、東北や北関東地域と連携した、新幹線による新たな外国人向け観光ルートの開発など、多様な交通基盤を最大限に活用する取り組みにあわせ、広域周遊型の観光メニューを初め、ジュエリーアイスや流氷ウオークといった北海道の強みを生かした新たな観光資源の造成を図るなど、ハードとソフトの両面からの対策を戦略的に推進し、インバウンド500万人という目標の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 先ほど申し上げたような、チャーター便や定期便などの航空便の増強が実は重要だという御答弁をいただいたところであります。

また、そういった形で、目標である500万人の実現を目指すという御答弁でありましたけれども、これまでの手法の域を出ていないということだと思います。

10万人、20万人を4倍にする、5倍にするということは可能なかもしれませんが、何百万人単位のものをこれからまたふやしていくというのは、今までと同じ手法の延長線上にこの500万人があるものではないということをぜひ指摘させていただきたいと思うところであります。

それと同時に、国や市町村も含めて、連携が必要だということもあろうかと思っておりますので、ぜひとも、そういったところをこれからの外国人誘客の戦略に取り入れていただくようお願いを申し上げたい、そのように思います。

インバウンドの受け入れを加速し、その効果を広域な本道で各地域が享受するためには、推進体制の充実というものが欠かせないと考えます。

このような中、観光振興機構は、平成29年11月に広域連携DMOに登録され、全道の一体的なマーケティングやマネジメントによる観光地域づくりを担う大きな役割が求められています。

そこで、広域連携DMOとなった初年度である平成29年度において、インバウンドに関し、具体的にどのような取り組みが行われたのかを伺います。

また、地域のDMOについて、平成29年度末で、苫小牧市周辺や富良野市周辺、旭川市周辺な

ど、7地域が登録をされておりますけれども、今後の全道的な展開に関して、道としてどのように取り組まれようとしているのか、所見を伺います。

○太田憲之副委員長 観光局参事磯部政志君。

○磯部観光局参事 広域連携DMOとしての観光振興機構の取り組みなどについてでございますが、広域連携DMOとなった観光振興機構にはマーケティング機能の強化が求められますことから、平成29年度におきましては、海外のオンライン旅行会社の協力などを得ながら、国、地域別の嗜好を把握するマーケティング調査などを行いましたほか、広域観光周遊ルートの形成に向けた2次交通の充実やアキサケ漁のガイドツアーなど、地域の魅力ある資源を生かしたコンテンツ開発への支援などを行ってきたところでございます。

また、道では、地域における観光のかじ取り役を担うDMOの形成、確立を、7地域だけではなく、さらに全道的に促進するため、観光振興機構と連携し、観光地経営の能力を備えた専門人材の育成のための研修会の実施や、ネットワーク形成のための交流会の開催、地域へのアドバイザー派遣などに取り組んでおります。

以上でございます。

○三好雅委員 今御答弁があったように、それぞれの地域には、まだまだ眠っている宝があるということでもあります。

私の地元もそうでありますけれども、この時期になりますと、浜には非常に多くの釣りざおが並んでおります。道外から来られた人がほとんどだと思いますが、その釣り客にお話を伺うと、今まではヨーロッパのほうに釣りに行っていた、まさか、日本にこういうような漁場やこういうような場所があるとは思わなかった、わざわざ海外旅行までして釣りに行くこともなかったというようなことを聞かせていただくなど、北海道の魅力が道外にまだまだ訴えられていないのかなというような感触も受けたところであります。

次に、国際的な観光地づくりについてということですが、本道の観光を今後も発展させていくためには、地域の推進体制を着実に構築しながら、さらに地域の観光資源などを最大限に生かした、国際的な観光地づくりを推進していくことが重要だと考えます。

平成29年度の決算額を見ますと、観光地づくりの推進に2億4400万円などとなっておりますが、具体的にどのような点に重点を置いて取り組まれたのか、地域への支援も含めて伺います。

また、国際レベルでの観光地づくりというものは、従来の発想やスケール、規模では、高い評価を得られませんし、ほかにはない独自性も求められます。地元の意向を尊重しながらも、やはり、道としての戦略が求められるのではないのでしょうか。道としての所見を伺います。

○磯部観光局参事 国際的な観光地づくりなどについてでございますが、本道経済の活性化を図っていくためには、道内各地における観光消費の拡大が重要であり、本道の優位性を最大限に生かした観光地づくりを進め、国内外からの旅行需要をしっかりと取り込んでいくことが必要でございます。

このため、道では、昨年度、観光振興機構と連携し、地域が主体的に取り組む観光地づくりな



どの72の事業に対して、1億7600万円の支援を行いましたほか、アイヌ文化やアドベンチャーツーリズムなどを活用した欧米市場からの誘客拡大、長期滞在化に向けたコンテンツづくりなど、国際的に質の高い観光地づくりを進めてきたところでございます。

今後につきましても、地域のさまざまな関係者によるDMOなどを形成しながら、観光消費の拡大と域内循環の促進による稼ぐ観光を目指した取り組みを進め、地域の魅力を発揮できる観光地づくりを推進し、本道観光の振興や地域経済の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

**○三好雅委員** 近年、道では、観光振興のための全庁的な取り組みも含めて、約20億円の予算措置が講じられ、計画の目標達成に向けたさまざまな施策が展開をされており、また、今後とも、これまで以上の外国人観光客の拡大に向けた取り組みが求められているところであります。

我が会派は、これまでも、インバウンドの受け入れ拡大に向けた環境整備等のおくれを指摘しており、このような中で、道では、インバウンドの急増等への必要な対応策と財源確保策について検討を進めているものと承知しております。

そこで、現時点での検討状況はどのようになっているのか、伺います。

**○太田憲之副委員長** 観光局長近藤裕司君。

**○近藤観光局長** 観光振興の新たな財源確保についてでございますが、インバウンドの急増などへの対応に向けた新たな財源確保の検討に当たりましては、観光関係者はもとより、多くの道民の方々の理解を得ることが、何よりも重要と認識してございます。

こうしたことから、人材の育成確保や情報発信の充実など、新たな財源の活用による対応の方向性につきまして、道の考え方をお示しし、6圏域において、市町村や観光団体などと意見交換を行いますとともに、宿泊事業者や観光に携わる本道在住の外国人に対するヒアリングを実施しているところでございます。

道といたしましては、観光を取り巻く状況や本道の実情はもとよりでございますが、このたびの震災も踏まえた必要な施策を精査いたしますとともに、財源確保の手法につきましては、道民を初め、関係者の皆様から幅広く理解が得られますよう、引き続き、さまざまな観点から検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○三好雅委員** 今の財源確保策のお話であります。その確保策の一つとして、法定外目的税の導入が検討対象となっており、議会議論の中でも提起をされていることは承知しております。

しかし、例えば、宿泊税として検討する場合の問題点として、国が、来年1月から出国の際に徴収する国際観光旅客税の導入や、来年秋に予定されている消費税の増税、さらには、多くの市町村における入湯税の課税など、二重三重の課税や道民負担の増嵩という問題があることが一つ、また、既に宿泊税を導入している東京都や大阪府と違って、宿泊税として納入する者の4割以上が地元の道民であるのに対して、受益者が主に観光関係者になるなど、負担と受益のバランスの偏りに問題があるなど、大きな課題があることは強く指摘せざるを得ないところであります。

す。

どのように考えているのか、見解を伺います。

**○近藤観光局長** 新たな財源確保に当たっての課題についてでございますが、新たな財源確保の検討に当たりましては、観光客の減少や道民の負担感への懸念のほか、観光目的以外の方への配慮が必要などといった御意見に配慮する必要があるものと認識してございます。

こうした中、新たな財源を地方税で確保する場合には、公平、中立、簡素といった税の3原則を踏まえますとともに、受益と負担の関係や担税力などを勘案した検討が必要であり、また、宿泊税の場合は、宿泊客の約4割を占める、道民を初めとした旅行需要に影響を及ぼすことがないよう配慮が必要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、こうした課題に対し、幅広い方々から理解が得られますよう、新たな財源を活用した施策や財源確保の手法につきまして、丁寧な説明を行いながら、引き続き、検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

**○三好雅委員** 引き続きということでありますから、御検討を進めていただくようお願いいたします。

この前の質問にも出ましたけれども、インバウンドを中心とした観光客の誘客に向けては、先ほどの御答弁にもありましたとおり、国際的に質の高い観光地づくりを行うことが何より重要だというふうに考えます。

国が想定をする日本型IRにおいては、我が国を代表する規模の宿泊施設等を整備し、国際競争力の高い滞在型観光を目指すこととされており、道においても、インバウンドの拡大を図るため、IRの誘致についても検討を進めてきたものと考えます。

そこで、以下、IRについて数点伺ってまいります。

道では、これまで、有識者懇談会を初め、北海道の目指すIRのコンセプト等について、さまざまな検討を行ってきたと承知しておりますが、まず、IRの導入効果について、どのような所見を持っているのか、伺います。

**○榎誘客担当局長** IRの導入効果についてでございますが、国が想定しております日本型IRは、これまでにないスケールとクオリティを有する多様な集客施設を民間の資金やノウハウを用いて整備、運営していくものでございまして、大規模な建設投資はもとより、多くの訪問者による観光消費など、本道経済にとって大きな効果が見込まれるところでございます。

また、本道においては、自然、食、さらには、アイヌ文化やウインターリゾートといった、他の地域にはない強みを生かし、IRの集客力をさらに高めていくことも可能でありますことに加え、全道各地への送客機能を設けることにより、より幅広い地域への波及効果が期待できるものと考えておまして、こうした観点から、北海道としてのIRのコンセプトを取りまとめている考えでございます。

**○三好雅委員** 前の質問にもありました域内循環もそうですし、全道各地への送客機能というこ

ともそうなのですが、そういった点については、IRではなくて、JRのほうだと思いますので、それについては別の部へお聞きすることになります。

まさに、IRの導入というのは、我々の想像を超えるほどの大きなスケールがあり、その導入効果についても、その規模にあるのだというようなお話であります。プラスの面は、そういうようなお話だと思いますが、今度は、マイナスの面についてであります。

IRについては、今の御答弁にあったような、さまざまな効果のほかに、ギャンブル依存症等の社会的な影響などのマイナス面を懸念する声があるというふうに承知しておりますけれども、前回開催した3回目の有識者懇談会においては、こうした社会的影響への対応の方向性について議論されたものと承知をしておりますが、どのような議論があり、それを踏まえ、道として、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

○太田憲之副委員長 観光局参事森秀生君。

○森観光局参事 社会的影響対策についてでございますが、前回の懇談会では、依存症の専門家の方々から、ギャンブル全般の包括的かつ段階に応じた対策に加えまして、既存のギャンブルとカジノに係る対策を一体的に行う必要性、さらには、道内のギャンブル依存の実態把握が必要といった御意見をいただいたところでございます。

ギャンブル等による問題を抱える方を1人でも少なくしていくためには、依存症のリスクを最小化していくことが重要であると考えており、こうした取り組みが、カジノなど、新たな依存症対策にも有効となるものと考えております。

道といたしましては、懇談会での御意見も参考に、依存症の実態把握に向けた検討を行いますとともに、相談機能の充実や予防の観点を重視した取り組みなど、実効性の高いギャンブル等依存症対策の方向性について取りまとめてまいりる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 道では、IRの誘致を検討するに当たり、専門家の意見を伺う場として、7月に有識者懇談会を設置しており、これまでの3回の開催によって、当初想定をしていた、北海道IRの基本的なコンセプトなど、三つの検討事項について議論が進められてきました。

道内3カ所の候補地の絞り込みもほぼ終えたようでありまして、懸念されるカジノのマイナス面についても議論が行われました。当初予定をしていた検討事項は全て議論し終え、あとは、取りまとめを残すのみとなったものと考えておりますけれども、次回は、いつ開催する予定なのか、伺います。

また、積み残した問題や、まだ取り上げられていない問題があるのかどうか、あるとしたら、何を、いつ検討するのか、伺います。

○森観光局参事 有識者懇談会についてでございますが、これまで開催した懇談会では、IRの基本コンセプトや優先すべき候補地、社会的影響対策の方向性など、誘致の判断に際し、整理すべき課題について、専門的な見地から貴重な御意見をお伺いしてきたところでございます。

次回の懇談会につきましては、現在、各構成員の皆様と日程を調整しているところでございま

すが、これまでの御議論を踏まえ、道としてのIRに関する基本的な考え方を整理し、改めて御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○三好雅委員** 私は、今の質問で、積み残した問題や、まだ取り上げられていない問題があるのかどうかをお伺いしたわけでありますが、答弁になかったところを見ると、そういったものはないということだと判断をいたします。

これは、知事の判断時期と密接な関連がありますので、再度、改めて伺います。

次回の有識者懇談会は、いつ開催されるのか。これまで、7月、8月、10月の3回の懇談会においては、欠席された委員もおりまして、委員の日程上の都合により開催が延期されることはあり得ないのではないかとこのように考えます。すなわち、道の考え方を整理する時間が必要であるというなら、いつまでにまとめるかは明言できるはずであります。

改めて、次回の開催時期を伺います。

**○榎誘客担当局長** 有識者懇談会についての重ねての御質問であります。これから年末を迎えることもありまして、次回については、座長を初め、構成員の皆様のスケジュール調整に時間を要しているところでございます。

これまで、3回にわたる懇談会におきまして、北海道にふさわしいIRのコンセプトや候補地、社会的影響対策などについて御意見をいただいております。これらを踏まえ、道の考え方をたたき台として整理し、次回の懇談会の日程にかかわらず、できるだけ早期にお示しをしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

**○三好雅委員** 今御答弁にあったように、次回の懇談会の日程にかかわらず、たたき台としてきちんと整理して、できるだけ早期にお示しをしたいということでありますので、ぜひ、早期によるしくをお願いをしたいと思います。

これまで、道は、観光局の中にIRに関する専門部門を置き、種々の検討、調査などを重ねてきておりますし、道内の三つの自治体が誘致に名乗りを上げております。

また、国も、本年7月に、ギャンブル等依存症対策基本法やIR整備法を成立させ、政省令を制定する傍ら、地方に対して意向調査を始めており、大阪や長崎など、誘致を表明して活動している地域もあります。

こうした中で、先般、11月2日が締め切りで、国から意向調査が行われました。これは、意向確認と準備状況の2点にわたる調査内容となっておりますが、道はどのように回答されたのか、伺います。

**○榎誘客担当局長** 国の意向調査についてでございますが、本調査は、国におきまして、IRに関する都道府県等の意向とその準備状況を把握し、今後の区域認定作業等に活用することを目的に実施されたものと承知しており、まず、IRの認定申請に関する意向については、予定している、検討している、未定、予定なしという四つの選択肢の中から、道としては、二つ目の検討し

ているを選択し、回答したところでございます。

また、準備状況に関しましては、庁内に検討体制を設けていること、専門的な意見を聴取するための有識者懇談会を開催していること、複数のIR事業者から事業構想の提案を受けていることなど、現在の検討状況を回答するとともに、道として、現時点では誘致の判断に至っていないことや、誘致を行う場合には、申請までの準備期間を十分に確保する必要があるとの考えを回答したところでございます。

以上です。

**○三好雅委員** 道としては、現時点では誘致の判断に至っていないことや、誘致を行う場合には申請までの準備期間を十分に確保する必要があるとの考えを回答したということですね。

国の意向調査には、これが、今後の区域整備計画の認定審査に影響を与えるものではないと書かれてあります。

また、我が会派の議員が、国のIR整備推進本部で聴取した話によりますと、例えば、地域によっては、来春の統一地方選挙後に判断をすとか、来年の夏ごろと言われている国の政省令や基本方針ができ上がってから判断するという地域もあるが、そこも対象にできるよう、2段階方式を考慮すると述べていたということでもあります。

これらのことを総合すると、誘致する、しないを判断する最終局面にまだ至っていないかのように思えますが、一方で、既に誘致を表明している地域とは、来春から具体的な協議に入るとい話をされており、3カ所しか認定をされないことや、それぞれが特徴あるIRを目指すとなれば、先行している大阪や長崎などが有利なことは否めません。

北海道として、誘致をするのであれば、その判断はできるだけ早いほうがよいというのは自明であります。

また、誘致をしないのであれば、賛成している道民や、誘致に立候補している自治体への説明責任を果たした上でやめるべきだと考えます。

こうした判断をいつまでに行うのか、伺います。

**○太田憲之副委員長** 経済部観光振興監本間研一君。

**○本間経済部観光振興監** IRの誘致についてでございますが、IRにつきましては、観光振興や地域経済の活性化など、本道のさらなる発展の原動力になることが期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症などの影響も懸念されているところであり、誘致の判断に当たっては、プラス、マイナスの両面からの効果等をしっかりと見きわめることが重要であると考えております。

このため、道といたしましては、有識者の方々の御意見を参考としながら、本道にふさわしいIRのコンセプトや候補地、社会的影響対策の方向性などにつきまして、基本的な考え方を整理しているところございまして、こうした中で、道議会での御議論はもとより、国における区域認定スケジュールの検討状況等をしっかりと踏まえ、スピード感を持って、適切に判断してまいりる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 御答弁にあったとおり、マイナス面についての整理というのは非常に大切なことだろうというふうに思います。

かといって、先ほどの質問で申し上げたとおり、やはり、スピードの速さが大事なことだということをぜひとも御理解いただきたい。早目に行い、なるべく早く考え方を整理するということが大事なのだろうというふうに思います。

観光の質問はこれまでにしたいと思いますが、観光振興策についてさまざまな質問をしてまいりました。指摘した問題はあるにせよ、インバウンドの増加に見られるように、本道の観光を取り巻く状況が好調に推移してきたことは、地域経済の活性化や国際交流の面においても効果を上げており、観光が本道の基幹産業として成長しつつあることは間違いのないところであります。

しかしながら、先ほど申し上げたように、インバウンドのさらなる増大をもたらす可能性があるIRに関しての道の姿勢については、ぜひとも、なるべく早く考え方を整理し、判断していただくことを求めていると思います。

それでは次に、外国人材の受け入れについて伺いをしてまいります。

人口減少や少子・高齢化の進行などに伴い、産業の担い手である人材の確保がますます困難になってきています。

道では、この3月に、人材確保に向けた庁内体制を整えるなどして、取り組みを強化しておりますが、国では、外国人材の受け入れ拡大に向けた新たな在留資格を創設する方針を示しています。

こうした状況を踏まえ、以下、外国人材の受け入れについて伺ってまいります。

道では、昨年10月に北海道働き方改革推進方策を策定し、この中で、多様な人材の活躍を進めることとし、留学生を初めとする外国人の道内就職の促進に取り組むとしておりますが、本道での外国人留学生の就職状況はどのようになっているのか、また、全国ではどのような状況にあるのか、伺います。

○太田憲之副委員長 就業支援担当課長千葉公志君。

○千葉就業支援担当課長 外国人留学生の就職状況についてでございますが、平成29年度に道内の大学等を卒業または修了した留学生は524人おりました、そのうち、道内就職者は、73人、13.9%、道外就職者は、109人、20.8%でありました。

また、全国では、平成28年度のデータとなりますが、大学等を卒業または修了した留学生の2万6212人のうち、8831人、33.7%の方が国内で就職しております。

以上です。

○三好雅委員 御答弁にありますとおり、年度がちよっと違いますけれども、道内留学生の国内就職率は、全国的な数値と余り変わらないということなのだろうというふうに思います。

道内の大学や専門学校等に留学した外国人が道内企業に就職することは、単に人手不足を補うだけではなく、成長が見込まれる海外市場への新規参入や来道外国人の需要の取り込みなどの面

で、企業の成長発展に結びついていく可能性も期待できる場所でもあります。

縁あって、北海道を留学先とした方々には、北海道に対する一定の理解と親しみを感じていただいていると思いますので、道内で職を求める可能性も十分にあると考えます。

道として、こうした留学生の方々の道内就職の促進にどのような取り組みを行ってきたのか、どのような成果が上がっているのか、伺います。

**○千葉就業支援担当課長** 外国人留学生の道内就職の促進についてでございますが、道では、留学生の道内就職を促進するため、平成29年度に、留学生を対象といたします合同企業説明会を道内の2地域で開催したところでありまして、企業が33社、留学生が75名参加いたしまして、11名が採用となったところであります。

また、参加しました留学生に対するアンケート調査におきまして、就職の相談をできる人がいない、就職活動の時期がわからないといった声がありましたことから、平成30年度は、ジョブカフェにおいて、留学生に対するカウンセリングや就職活動の進め方に関するセミナーを実施いたしますとともに、国が行う合同企業説明会やインターンシップ事業についても、積極的に参加を促すなど、関係機関と連携しまして、外国人留学生の道内就職の促進に取り組んでいるところであります。

以上です。

**○三好雅委員** 外国人材の確保については、最近、にわかに臨時国会でも取り上げられているように、皆さんにも御意見が相当あるのだというふうに思いますが、その中で、懸念をされていることの一つである技能実習生についてお伺いをしていきます。

道内で働く外国の方々の約半数は、技能実習生であります。

技能実習制度は、あくまでも、技能の習得を通じて、技術、技能の移転を図り、開発途上国等の経済発展を支援するための制度であります。一方で、地域においては、貴重な働き手として、1次産業や食品加工業といった、地域の基幹産業を支える存在としての一面も持ち合わせています。

こうした技能実習生の道内での受け入れ状況はどのようになっているのか、また、適正な制度の運用に向け、道としてどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

**○太田憲之副委員長** 人材育成課長山口了子君。

**○山口人材育成課長** 外国人技能実習生の受け入れ状況等についてでございますが、道が監理団体等を対象に実施した調査によりますと、平成29年の本道における技能実習生の受け入れ人数は、過去最多の8502人となっており、業種別では、本道の主要産業である食料品製造業や農業での受け入れが約9割を占め、国籍別では、ベトナムからの受け入れ数が大幅に増加し、平成28年まで最多であった中国を抜いて、最も多くなっています。

道といたしましては、関係機関と連携し、外国人技能実習法に基づき、制度の適正な運用が図られるよう、労働条件の確保、改善に関するリーフレットを監理団体等に配付して、労働関係法令の周知、啓発を行うなど、実習生が技能の習得に向け、安心して実習できる環境が整備される

よう取り組んでいるところでございます。

○三好雅委員 国では、一定の専門性、技能を有する外国人材を受け入れる、新たな在留資格を創設することとし、このたびの臨時国会に入国管理法の改正案を提出したところです。

どのような在留資格が創設されるのか、制度の概要について伺います。

○太田憲之副委員長 雇用労政課長水口伸生君。

○水口雇用労政課長 新たな在留資格についてでございますが、国では、新たな在留資格として特定技能を創設することとし、特定技能1号は、特定の分野で相当程度の技能を有すると認められた外国人に与えられ、在留期間は、最長5年、家族の帯同は認めないとし、特定技能2号は、1号を上回る熟練した技能を有すると認められた外国人に与えられ、既存の専門的・技術的分野の在留資格と同様に、在留期間の更新や家族の帯同を認めるとしておりまして、これらの在留資格を持つ外国人を受け入れる分野につきましては、改正法の成立後、省令において定めるとしてございます。

また、受け入れる機関に対しましては、報酬等を含めた適切な雇用契約の締結と適正な履行に加え、特定技能1号の外国人に対し、登録支援機関などによる生活上の支援の実施を求めるとしてございます。

○三好雅委員 特定技能という在留資格を創設するということでありまして、今までの技能実習生の在留資格と大きく違うのは、家族の帯同が認められるものも出てきたということで、これまでと大きく変わってくる場所もありますし、今まであった、ほかの在留資格と同様のところもあるのだろうというふうに思います。

国が、骨太の方針の中で、今御答弁にあった新たな在留資格の創設を表明してから、北海道がどういう対応をしてきたのか、また、道内の業界からはどのような意見があるのか、次に伺いたいと思います。

○太田憲之副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 道の対応などについてでございますが、道では、人材確保対策推進本部に外国人材分科会を新たに設置し、国の動きや外国人材の雇用状況などの情報共有を図るとともに、国に対し、在留資格などの制度改正の検討に当たっては、地域の人手不足の状況を踏まえるほか、外国人の受け入れ環境の整備を行うよう要望してきたところでございます。

関係団体に行った聞き取り調査では、外国人材の受け入れに関し、人材不足対策の有効手段である、外国語に堪能な人材を確保できるといった期待の声がある一方で、文化の違いに対する理解不足や日本語によるコミュニケーションが困難、通訳確保や生活支援などの受け入れ環境の整備が必要といった意見があったところでございます。

以上です。

○三好雅委員 先ほどのIRもそうでありましてけれども、新しい制度を持ち込もうとすると、メリットとデメリットがあるということだと思えます。

新たな在留資格による外国人材の受け入れは、人材不足が深刻な状況となっている業種や企業



にとっては重要な手だての一つになると考えるところではありますが、現在、国会で議論が進められている入国管理法の改正法案は、来年の4月からの施行を予定していると聞いています。

来春から、この制度に基づく実際の外国人材の受け入れが可能になるとすれば、新制度による外国人材の受け入れに向けた作業を加速する必要があると考えます。

他県では、この制度の導入を見越した、さまざまな検討や準備作業を既に進めている可能性があります。道としても、道内の業界や地域が道外府県のライバルにおくれをとることなく、新しい制度に対応していくため、スピード感を持って必要な検討や取り組みを進めていく必要があると考えますが、今後、道としてどのように対応していく考えか、伺います。

○太田憲之副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 外国人材の受け入れについてでございますが、グローバル化が進展し、外国人観光客が増加をするとともに、さまざまな業種で人手不足が深刻化している本道において、新たな在留資格の創設により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、地域経済の持続的な発展にとって重要と認識いたしております。

このため、道といたしましては、新たな在留資格に関する具体的な制度内容や受け入れ分野について、国の動向を注視するとともに、関係団体へのヒアリングなどを通じ、地域や業界の状況把握に努め、人材確保対策推進本部のもと、関係部局と連携を図りながら、新たな在留資格による外国人材の受け入れに地域や業界が円滑に対応できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 今回の国の入管難民法改正案は、人手不足への対応といった面もさることながら、海外の方々が、職場や地域社会に溶け込んで生活していただくことが非常に重要な要素となってきます。快適で安心できる生活環境が整わなければ、職場への定着は望めず、最終的な狙いである人材確保もままなりません。

そうした意味では、生活支援と一体となった対策を総合的に検討していくことが必要でありますので、経済部だけで課題を解決することは困難であり、関係部局が連携した総合的な取り組みが何より重要となってくると考えます。

この点に関しては、知事に改めて伺いたいと考えますので、委員長、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

新エネの導入促進について、お伺いをしたいと思います。

道では、平成28年度に北海道新エネルギー導入加速化基金を創設し、エネルギーの地産地消のモデル形成や市町村と地域が協働連携して行う新エネ導入、地域資源活用に向けた基盤整備への支援などを行うことにより、新エネルギー導入等の加速化を図っているところではありますが、こうした取り組みの実績などについて伺ってまいります。

まず、北海道新エネルギー導入加速化基金事業では、新エネルギー導入等の加速化を図るため、どのような考え方に基づく事業メニューで取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○太田憲之副委員長 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

○鳴海環境・エネルギー室長 基金による事業の内容についてでございますが、道では、昨年度、新エネルギー導入加速化基金を設置し、5年間で60億円規模の施策を講じることにより、地産地消を初めとした、新エネルギーの導入加速化を図っているところでございます。

道内における新エネルギーの一層の導入に当たりましては、バイオマスを中心とした、地域における熱や電気の徹底した利用や、全国でもトップクラスのポテンシャルを有する地熱や風力などの活用を促進することが重要であります。

このため、基金を活用し、平成29年度から、市町村等が実施するモデルとなる先駆的な取り組みに対し、設計から導入段階までの一貫した支援によるエネルギーの地産地消の加速や、地域のエネルギーの最大限の活用に向けた設備導入や地熱井の掘削等への支援、道有施設への新エネルギーの率先導入などに取り組んできたところでございます。

○三好雅委員 加速化基金事業は、平成29年度から開始をされ、本年で2年目を迎えると承知しておりますが、この基金事業の大きな柱となっているエネルギーの地産地消事業化モデル支援事業では、これまで、どのような取り組みを行い、どういう成果を上げているのか、伺います。

○太田憲之副委員長 環境・エネルギー室参事北村英士君。

○北村環境・エネルギー室参事 モデル事業の取り組みなどについてであります。平成29年度には4地域の取り組みをモデルとして認定し、上士幌町では、家畜ふん尿を活用し、バイオガスプラントによる電気と熱の供給により、エネルギーの地域内循環を行うものでありまして、弟子屈町では、市街地で地熱バイナリー発電、南富良野町では、木質バイナリー発電やガスコージェネレーション、稚内市におきましては、風力発電を活用し、それぞれ公共施設等で最適に利用しようとするものであります。

初年度におきましては、地域における資源量の把握や既設のエネルギー関連施設の調査などを行ったところであり、本年度は、地域のエネルギー需給に見合った事業規模や費用などに関する検討を行った上で、発電設備の導入やエネルギー需給システムの構築へと進む計画とされており、道といたしましては、モデル事業の取り組み状況の情報発信などを通じ、他地域での取り組みにつながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 道では、この基金事業の一環として、地域の多様な主体が協働連携して行う省エネ・新エネ事業を通じて地域経済の活性化を図る取り組みを応援する、新エネ導入支援事業を実施しておりますが、取り組みの内容と具体的な成果について伺います。

○北村環境・エネルギー室参事 地域主体の新エネ導入支援事業の取り組みと成果についてであります。この事業は、新エネルギーの導入について、設計、設備導入、地熱掘削などへの支援を通じ、地域の取り組みを促進するもので、設備の設計支援については、当麻町における木質バイオマスボイラーの設計や、陸別町の集中型バイオマスプラントの設計に活用されたところであります。

【第2分科会 11月12日 第4号】

また、設備導入支援では、中標津町におけるシイタケ栽培施設へのバイオマスボイラーの導入や、神恵内村の温泉施設での熱交換器の導入に活用されたところでもあります。

さらに、地熱井掘削支援では、北斗市の特別養護老人ホーム施設において、暖房や給湯など、熱の多段階利用に向けた掘削に活用されたところでもあります。

これらの取り組みにより、身近な地域で自立的なエネルギー資源を活用した新エネルギーの導入が図られたところでもあります。

○三好雅委員 もう一つの事業ですが、地域において新エネ導入などを図ろうとする場合、専門的な知識などが不足し、円滑な導入の妨げになることも少なくありません。

こうした事業の推進に当たってのボトルネックを解消するため、総合的なコーディネーターの派遣事業などを行っておりますが、その取り組み内容と具体的な成果について伺います。

○北村環境・エネルギー室参事 新エネ導入に係るコーディネーターについてであります。道では、エネルギーの地産地消の専門家である地域新エネルギー導入コーディネーターを、希望する市町村に派遣し、地域における取り組みの掘り起こしや市町村等の事業計画策定の支援を行ったところでもあります。

平成29年度の事業実績といたしましては、14市町村に、延べ32回の派遣を実施し、地域における新エネルギー導入に向けた調査資料の作成や地域の合意形成に向けた支援などを行ったところでありまして、派遣を受けた八雲町におきましては、次年度の北海道新エネルギー導入加速化基金事業の活用などにより、新エネルギー導入に向けた設計に着手するなど、地域における取り組みの掘り起こしにつながっているところでもあります。

以上でございます。

○三好雅委員 三つの事業の成果、そして、内容について、それぞれお伺いをいたしました。

加速化基金事業による具体的な事業内容や成果について、今、三つ答弁をいただきましたけれども、それぞれの事業を推進する上で、どのような課題があると認識しているのか、伺います。

○鳴海環境・エネルギー室長 新エネの導入拡大への課題についてでございますが、本道における新エネルギー導入を加速していくためには、地域のエネルギー資源の利用を地域で中心となって進めていく人材の育成確保が重要でございます。

また、本道は、電力システムの規模が小さく、出力変動の調整力に限りがあるとともに、系統に接続する容量に制約があるため、蓄電池の設置や送電線の整備などの負担の軽減や、地域に賦存するエネルギーを効果的に活用し、経済の活性化につなげる事業性のあるモデルづくりを進めることが必要と考えております。

○三好雅委員 そこで気になることがあるのですが、このたびの胆振東部地震において、電力供給源の分散化によるリスクの低減の必要性が指摘をされており、道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーの有効活用を求める声も強まっています。その一方で、太陽光や風力といった不安定なエネルギー源に依存することへの課題も指摘されているところでもあります。

このたびの地震災害を踏まえ、道は、今後、どのような方針に基づき、この基金を活用してい

くのか、活用方法を見直す必要がないのか、見解を伺います。

○倉本経済部長 今後の基金の活用などについてであります。道では、新エネルギー導入の加速化を図るため、基金を活用し、農村や市街地など、さまざまな地域の特性に応じたモデルづくりなどを進めているところであり、今後の取り組みの一層の促進に向けて、出力変動や系統制約といった課題を踏まえた、事業性のあるモデルのさらなる創出に取り組む考えであります。

また、このたびの大規模停電では、系統から遮断をされて、目の前にあっても使えない再エネ設備があった一方で、住宅用太陽光設備や電気自動車、いわゆるEV等を活用して電源を確保した事例もあったことを踏まえて、災害時等の備えとしても有効で、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を、熱や電気など、多面的に利用する多様なモデルの創出を図るなど、本道における新エネルギーの効果的な活用促進に向け、事業メニューの工夫なども行いながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 活用に向けて、多面的に利用していくための多様なモデルの創出といった御答弁をいただいたところではありますが、この基金の今後の活用方法の見直しについては、明確な御答弁をいただけませんでした。この点に関しては、知事に改めて伺いたいと考えます。委員長には、お取り計らいをよろしくお願いしたいと思えます。

次に、企業立地の促進について伺います。

道では、長年、本道経済の活性化に向けて、企業誘致に取り組んできたことと承知をしておりますが、これまで、どのような基本的な視点で取り組みを進めてきたのか、また、企業立地件数は、この10年でどのように推移してきたのか、伺います。

○太田憲之副委員長 立地担当課長伊藤雅実君。

○伊藤立地担当課長 企業誘致の取り組みについてでございますが、これまで、道では、地域の資源や実情を踏まえつつ、冷涼な気候や豊富で良質な食資源、首都圏等との同時被災リスクの低さといった、本道の立地優位性を積極的に発信するなど、企業ニーズに即した誘致の取り組みを進めてきたところでございます。

平成20年には、リーマンショックが発生しまして、全国的に景気が停滞し、本道への立地も、21年度には44件と低迷しましたが、その後は、徐々に持ち直し、近年は増加傾向で推移しておりまして、企業立地件数は、27年度は104件、28年度は106件、29年度は100件となっております。

○三好雅委員 平成20年の全国的な景気の停滞からは回復をしている、増加傾向にあるのだということでもあります。昨年度は100件ということですが、27年度は104件、28年度は106件ということでありまして、前年度比では微減となっているところです。

どういった企業が、どのような点を重視して立地したのか、昨年度の立地の特徴と傾向について伺います。

○伊藤立地担当課長 昨年度の企業立地の特徴と傾向についてでございますが、本道のすぐれた食資源に着目した食関連産業の立地が、総じて堅調に推移したほか、特徴的な動きといたしまし

ては、道産品の輸出増加や、物流の高度化、効率化に対応した物流施設の新設、大規模災害や深刻な人手不足といった、さまざまな事業遂行上のリスクへの対応や事業継続性の確保という観点からの立地の増加といった点が挙げられるところでございます。

○三好雅委員 本道にはさまざまな優位性があり、本道への立地件数は、依然、増加傾向にあるということですが、最近の北海道の雇用情勢を見ますと、優位性の一つとされてきた、良質で豊富な労働力という点がやや揺らいできているのではないかというふうに考えます。

企業誘致に当たって、こうした課題をどう認識しているのか、伺います。

○伊藤立地担当課長 企業誘致の課題についてでございますが、全国的に景気が上向き、大都市部で人手不足が深刻化する中、本道におきましても、景気の緩やかな回復基調のもと、総体的に求人数は増加しておりまして、多くの従業員を必要とする大規模生産拠点の立地に当たりましては、企業としても、その人材確保に少なからず苦勞されている面もあるものと認識しております。

○三好雅委員 今の御答弁にもありましたが、全国との比較において、本道は、人材確保面で優位性はあると言われてきておりましたけれども、本道においても、人材確保が大きな課題となってきているところであります。

道では、現在でも人材確保面で優位性を保っていると考えているのか、課題があるとすれば、道は、どのように対処し、企業誘致を進めているのか、伺います。

○伊藤立地担当課長 人材確保に向けた対応などについてでございますが、本道は、全国との比較におきましては、いまだ有効求人倍率も低く、人材確保の面では一定の優位性があるものと考えておりますが、道では、一層の企業誘致を実現するためには、事業適地の紹介はもとより、従業員確保への支援も重要なものと考えておりまして、これまでも、市町村や地域の関係団体と連携しまして、若年層や女性を対象とした職場見学会や説明会の開催など、人材の掘り起こしに努めてきたほか、企業の現地視察に当たりましては、ハローワークや教育機関との協議の場づくりにも取り組んできているところでございます。

また、いつときに多数の雇用を確保することが困難な地域でも、実情に応じた誘致が可能となりますよう、本年4月、道の立地補助の内容を見直し、観光施設を併設する食品製造工場など、複合的な施設につきまして、雇用要件の取り扱いを緩和したほか、従業員の確保に資する福利厚生施設整備も支援の対象とするなど、実情に応じた対応に努めているところでございます。

○三好雅委員 そういった中身の対応については進めてきていただいているということですが、どうしても、先ほどの話題と同じように、気になる点があります。

道では、これまで、台風や雷の発生、豪雨の日数などが他の地域と比べて少ないことや、首都圏などと離れているため、同時に被災するリスクが低いことなどを企業誘致を進める際のセールスポイントとし、リスク分散の適地として優位性をアピールしてきました。また、企業誘致のパフレットには、電力供給についても、「多様な電源を活用し、電力供給に万全を期してまいります。」と明記しています。

しかし、近年の大型台風の相次ぐ上陸や、先日の胆振東部地震をきっかけとする大規模停電を目の当たりにしますと、企業への説得力には、大きな疑問符がつきます。

道は、一連の自然災害を踏まえ、現在の自然災害のリスクに着目した企業誘致戦略を見直す必要があると考えますが、見解を伺います。

○太田憲之副委員長 産業振興局長野村聡君。

○野村産業振興局長 自然災害リスクに対応した誘致についてでございますが、大規模地震の発生確率の公表などに伴いまして、企業のリスクマネジメントに係る意識が高まる中、道では、本道のさまざまな特性の一つに、首都圏等との同時被災リスクの低さを掲げ、リスク分散の適地として誘致を進めてまいりました。

企業が立地を決断する上では、リスクやコストなど、諸条件を踏まえ、総合的に判断することから、今後は、道外で開催するセミナーや企業訪問などを通じ、情勢の変化に伴う企業側の評価の動きも的確に捉え、良質な人材や、安心、安全な食資源といった固有の優位性に加えまして、企業の立地判断に資する情報を提示するなど、企業のニーズに即応した誘致活動を展開してまいりる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 道の企業誘致用のパンフレットでは、本道は、再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、特に風力発電や太陽光発電を取り上げて集積が進んでいることなどをアピールしています。

また、知事は、大規模停電を避けるため、電力基盤の強化や北本連系設備のさらなる増強を要望しています。

これらの取り組みは、いずれも電力コストに反映されると考えますが、現在でも割高な北電の電気料金が、さらに上昇する可能性もあると考えます。

道は、こうした電力をめぐる道内の動きを今後の企業誘致戦略の中にどのように位置づけ、企業誘致を進めていく考えなのか、見解を伺います。

○倉本経済部長 今後の企業誘致の取り組みについてでございますが、道では、これまでも、広大で地域ごとに特色ある資源を有する本道の特性を踏まえ、エネルギーの地産地消など、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできたところであり、さらなる導入拡大や、本道における電力安定化に向けて必要な北本連系線などインフラの整備について、国に対し、我が国全体のエネルギーミックスへの貢献を踏まえたものとなるよう提案し、国では、費用分担のあり方を含め、今後の対策を検討するとしているところであります。

企業が立地を決断する上では、用地取得費や施設整備費、人件費、光熱水費といったコスト負担の多寡や、環境への配慮も重要な判断材料となりますことから、道といたしましては、電力の確保をめぐり、今後、自由化や再生可能エネルギーなどに関するさまざまな動きが予想される中にあっても、これまでと同様、企業の皆様が前向きに立地を検討していただけるよう、企業側の意向や進出に向けた課題の把握に努めるとともに、トータルコストの縮減など、可能な限りニー

ズに比べられるよう、自治体等とも連携しながら、きめ細やかに対応してまいる考えであります。

以上でございます。

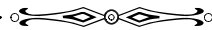
○三好雅委員 御答弁の中にあつたとおり、今の状況を、あるがまま企業にきちっと提示して、御判断をいただくという意味合いにおいては、非常に評価できる答弁なのかなというふうに思いますが、災害等のリスクやコスト負担を踏まえた企業誘致戦略については、もう少しはっきりとした答弁をいただきたいなというところでありました。

明確な答弁が得られなかったわけでありまして、これらの点については、改めて知事に伺いたいと思いますので、委員長によりしくお取り計らいを願ひまして、私の質問を終わります。

○太田憲之副委員長 三好委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩



午後3時15分開議

○沖田清志委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管にかかわる質疑の続行であります。

菅原和忠君。

○菅原和忠委員 それでは、私からも、経済部にかかわる部分について、大きく3点についてお伺いをしていきたいと思ひます。

まず、観光振興機構についてお伺いをいたします。

最初に、道にとって、北海道観光振興機構の位置づけはどのようなものとなっているのか、お伺ひいたします。

○沖田清志委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 観光振興機構の位置づけについてであります。道では、北海道観光のくづくり行動計画において、観光振興機構は、関係機関・団体や地域と一体となって、民間組織の感覚や発想を生かすとともに、機動性と専門性を発揮しながら、観光振興に向けた取り組みを積極的に展開する、本道観光の中核的推進機関として位置づけております。

また、観光振興機構は、本道全域を対象とした広域連携DMOとして、専門性やネットワークを十分に生かしながら、地域の稼ぐ力を引き出す観光地域づくりのかじ取り役としての機能も担っているものと考えているところであります。

以上です。

○菅原和忠委員 次に、平成29年度の観光振興機構の収支状況についてお伺いをいたします。

○山口観光局参事 観光振興機構の収支についてであります。観光振興機構の平成29年度決算の状況は、収入では、旅館やホテル、市町村、観光協会、観光団体等からの会費収入が約9900万

円、道からの補助金が約5700万円、負担金が約14億7500万円、その他キャラクター販売収入や受託事業収入が約1600万円となっており、収入の合計は、約16億4700万円であります。

支出では、人材育成事業に約6500万円、広報プロモーション事業に約9億6200万円、観光商品開発事業に約4億9100万円、人件費等管理費に約1億1600万円となっており、支出の合計は、約16億4400万円であります。

○菅原和忠委員 自主財源の確保についてお伺いをさせていただきます。

我が会派は、これまでの定例会、予算特別委員会などを通じて、観光振興機構の自主財源の確保について求めてきました。

平成29年度ではどのように取り組まれたのか、お伺いをいたします。

また、昨年の第3回定例会の代表質問では、自主財源の確保の取り組みについてただしたところ、年度末をめどに、新たな自主財源の確保に向けた事業を立案していくと答弁をされていました。具体的にはどのようなものが立案されたのか、お伺いをいたします。

○沖田清志委員長 観光局長近藤裕司君。

○近藤観光局長 自主財源確保に向けた取り組み状況についてでございますが、観光振興機構では、平成29年度において、会費収入の拡大を図るため、未加入となっている市町村を訪問し、加入の要請を行いますとともに、民間企業等に対して加入の働きかけを行いました結果、正会員や賛助会員として、29団体の入会があったところでございます。

また、新たに広報誌「HTO press」に企業広告を募集し、広告料収入を得るとともに、キャラクターグッズの販売などを行っているところでございます。

機構が昨年度策定いたしました第3期中期事業計画におきましては、今後3年間における目標を定めており、新規会員企業等の獲得や広告収入の確保に取り組んでおりますほか、他府県の広域観光団体の自主事業に関する情報を収集するなど、新規自主事業の実施に向けて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 次に、自主財源の認識についてでございますが、自主財源の確保は、観光振興機構の自立した運営に向けても重要であります。収入の大方を、国の補助金や道の補助金、負担金が占めている状況では、自立した経営はかないません。

そもそも、道は、観光振興機構の自主財源の確保についてどのような認識をお持ちなのか、改めて伺います。

○近藤観光局長 観光振興機構の自主財源確保についてでございますが、他都府県の広域観光団体における収益事業といたしましては、特産品等の販売や観光関連施設等の管理運営収入が大きな比重を占めている実態にあることを考慮いたしますと、こうした収入を見込めない観光振興機構が、他の手法によって安定的な財源を確保することは多くの課題があるものと認識してございます。

しかしながら、広域連携DMOである観光振興機構が、各事業を着実かつ効果的に実施してい



【第2分科会 11月12日 第4号】

くためには、安定的な財源基盤が必要でありますことから、観光に携わる事業者に対する会員への加入促進や、新たな自主事業の展開による財源の確保に向け、継続的に検討を行っていくことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 我が会派の観光振興機構の自主財源確保に向けた質問に対して、昨年の3定では、年度末に向けて立案と答弁され、年明けの1定では、その結果について質問をしたところ、昨年4月に設置した自主財源確保の検討会議の検討結果を中期事業計画に盛り込むと答弁をされておりました。

ことし3月に策定された観光振興機構の第3期中期事業計画では、自主財源の確保について、新規会員企業等の獲得、収益事業の拡大では、グッズ販売、広告収入、その他新規自主事業実施に向けた継続的な検討としているだけで、何ら目新しいものは含まれていません。

道は、中期事業計画での自主財源の確保策についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 自主財源の確保に向けた検討についてでございますが、観光振興機構が、計画に掲げました主体的な取り組みを着実に進めていくためには、持続可能な自主運営と安定的な組織基盤の強化を図っていくことが重要と認識しております。

こうしたことから、本年3月に策定されました中期事業計画におきましては、現行の463会員から、3年間で60会員を増加させるという具体的な目標を初めて掲げるとともに、民間企業からの派遣職員の安定的な確保について明記したほか、新たな自主事業についても、観光関連企業の関係者等から、機構が実施すべき事業や手法、実現の可能性などについて意見を伺うなど、継続的に検討することとしておりました。道といたしましては、中期事業計画に掲げました事項が着実に推進されるよう、情報提供や意見交換、必要な助言を行うなど、積極的にかかわってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 今、観光振興機構の自主財源の確保についてお伺いをしたわけですが、私が懸念しているのは、今の機構の運営体制と申しますか、収支の関係も含め、みずからの活動だけで事業を運営していくというような感じには見受けられないのが実情だということでありませぬ。

お伺いをしますと、今年度でいうと、43名の職員がいる中、31名が、道と他の企業からの派遣であり、その事業内容を見ると、先ほど言いましたように、国あるいは道からの補助金ですとか負担金で、なかなか自主財源が集まっていないという状況であります。

この間、ずっと観光にかかわる事業を進めてきているわけでありませぬけれども、みずからの取り組みとして、事業を興し、そして、資金を集める、また、主体的に観光事業を進めていくと言う割には、プロパーの社員を含めて、人間としての財産が蓄積されていないというのが現状だろ

うというふうに思います。

今後に向けては、ぜひとも、しっかりと自主財源の確保、あるいは自主事業を構築していくことに取り組んでいただければということを目指しておきます。

次に、新エネルギー導入加速化基金についてお伺いをいたします。

道では、平成29年度に新エネルギー導入加速化基金を創設し、電気事業会計において見込まれるFIT利益を基金に積み立て、5年間で60億円規模の施策を講じ、新エネルギーの導入拡大に向けた取り組みを加速することとしています。

このたびの胆振東部地震に伴う大規模停電の発生により、本道における電力供給のあり方が問われる中で、我が会派としては、道が推進しているエネルギーの地産地消など新エネルギー導入促進の取り組みは、ますます重要性が増しているものと考えております。

そこでまず、基金創設初年度である平成29年度における基金事業費について、事業ごとの当初予算額と、それに対する決算額の状況をお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 環境・エネルギー室参事北村英士君。

○**北村環境・エネルギー室参事** 平成29年度における基金事業の決算額などについてであります。エネルギー地産地消事業化モデル支援事業につきましては、当初予算額の4億円に對しまして、決算額は1億4214万4511円となっており、設備導入や地熱井掘削などを支援する地域主体の新エネ導入支援事業につきましては、当初予算額の1億6000万円に對しまして、決算額は1億888万9200円となっております。

また、発電事業者の送電線等の整備を支援する地域資源活用基盤整備支援事業につきましては、当初予算額の3000万円に對し、事業実績がなかったところであります。

コーディネーターの派遣により、地域における取り組みの掘り起こしなどを行う新エネルギー導入加速化推進事業につきましては、当初予算額の1095万7000円に對しまして、決算額は892万5176円、道有施設の新エネ導入・省エネ加速化事業につきましては、当初予算額の5億9838万8000円に對しまして、決算額は3億4531万5881円となっております。

以上でございます。

○**菅原和忠委員** エネルギーの地産地消のモデルとなる市町村への支援事業が大幅に減額となっているほか、新エネルギーの発電事業者が送電線等を整備するための支援事業については、全く活用されなかったなど、当初予算における見込みと決算額が大幅に乖離をしています。

こうした大きな乖離が生じた理由をお伺いいたします。

○**北村環境・エネルギー室参事** 決算額の状況についてであります。エネルギー地産地消事業化モデル支援事業につきましては、平成29年度から、5年間にわたり、1件につき、5億円を上限として補助を行うものであります。平成29年度は、初年度として、5カ年分の事業計画を含めてプロポーザルを受けることとなるため、単年度の上限額である1億円を、予算額として4件分計上したところであり、実績は、それぞれの事業計画に基づき、調査検討など、準備段階の取り組みが実施され、予算額に比べ、決算額が減額となったところであります。

【第2分科会 11月12日 第4号】

また、送電設備等の整備を支援する地域資源活用基盤整備支援事業につきましては、道内各地で基幹送電線の容量が不足し、新規の接続が困難となっていることもあり、昨年度、応募がなかったところでもあります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 さまざまな理由が示されましたが、これは、単に所要額の見込みがずれたと言って片づけられるものではなく、新エネルギー導入に向けた取り組みを加速化させるといった道のもくろみ自体がつかずいていると指摘せざるを得ません。

道は、基金事業に関し、当初、見込み得なかった事情や事業の使い勝手など、執行上の課題についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

○鳴海環境・エネルギー室長 事業の執行についてでございますが、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業の認定事業につきましては、5カ年の計画期間のうち、後年度に本格的な設備導入が予定されており、平成29年度は、基金のスタート年度であるため、モデル事業の上限である1億円を予算計上いたしました。今後は、初年度に策定した事業計画に基づき、当該年度に必要な事業費に応じた予算措置を行ってまいりたいと考えています。

また、平成29年度には制度活用がなかった地域資源活用基盤整備支援事業につきましては、今年度は要望があり、現在、事業審査をしているところでございます。

今後は、新エネルギー導入の加速化に向けて、先駆的な取り組みや実現段階の取り組みを支援する基金の効果を一層発揮していけるよう、市町村などをメンバーとする地域省エネ・新エネ導入推進会議を通じた制度の周知や、市町村への専門家の派遣による地域の取り組みの掘り起こしと事業計画策定に対する支援に一層取り組む必要があると認識しております。

○菅原和忠委員 次ですが、新エネルギーの導入拡大に当たっては、道内各地域の前向きな意欲が大事であります。

十勝地域では、家畜ふん尿を使ったバイオマス発電の動きも進んでいると承知しています。さきに報道でもあったように、こうした前向きな取り組みに対して、北電の系統接続の問題から、ストップがかかっているとのことでもあります。

実情として、北電の対応はどのようなことなのか、お伺いをいたします。

○北村環境・エネルギー室参事 系統接続の対応についてでございますが、道内では、メガソーラーの急速な導入が進む中、十勝など、多くの地域で系統接続に必要な送電線の容量が不足しており、北電では、こうした状況について、系統空容量マップと系統空容量一覧表をホームページで公開するとともに、空き容量がゼロとなっている地域においては、申し込みの事業者に対し、設備容量を超えた送電により設備が損傷するおそれがあることから、系統接続に必要な対策として、送電線の増強費用や工期などを回答していると承知しております。

以上でございます。

○菅原和忠委員 新エネルギーの導入促進は、道の施策としても、加速化基金を設置して、積極

的に進めているところでありますが、道内各地でのこうした動きをさらに活発化していくためにも、隘路となっている北電の系統接続に関して改善していくよう、道として、要請を行うなど、取り組むべきと考えます。

家畜ふん尿などのバイオマス利活用は、環境面からも大きな効果があり、関係団体においても、北電に対して要請活動を行っていると聞きます。

こうした状況の打開に向け、道としての認識と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

**○北村環境・エネルギー室参事** 系統接続についてであります。本道の各地域に豊富に賦存する畜産バイオマスを初めとする新エネルギーの活用は、環境面での効果や災害時における備えとしても重要なものと認識しているところであります。

道といたしましては、北電に対し、空き容量の情報公開を的確に行うことを要請いたしましたほか、知事から、経済産業大臣に対し、太陽光などFIT認定済み未稼働案件の見直しによる系統容量の確保と、畜産バイオマスなど出力変動が少ない発電設備の優先接続に向けた制度の早急な整備を要請したところであり、引き続き、必要な働きかけなどを行ってまいります。

**○菅原和忠委員** 知事は、さきの第3回定例会において、我が会派の質問に対して、新エネルギー導入加速化基金などを活用し、道の省エネ・新エネ計画における目標の早期達成に向け、取り組みを加速すると答弁しました。

そこで、計画における数値目標の設定内容と、平成29年度末における達成状況を伺うとともに、それに対する道の認識もお伺いいたします。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 目標の設定などについてでございますが、道では、省エネ・新エネ促進行動計画において、発電分野における設備容量と発電電力量、熱利用分野における熱量について、平成32年度までの導入目標を設定しているところでございます。

直近の平成28年度末における新エネルギーの導入実績につきましては、発電設備容量では、平成32年度目標値の282万キロワットに対し、実績は271万キロワットで、達成率は96.1%、発電電力量では、目標値の81億1500万キロワットアワーに対し、実績は76億9300万キロワットアワーで、達成率は94.8%となっております。

また、熱利用につきましては、目標値の2万133テラジュールに対し、実績は1万4227テラジュールで、70.7%の達成率となっております。

エネルギー種別ごとの導入実績といたしましては、太陽光は、固定価格買い取り制度を契機にメガソーラーを中心とした導入が進んでいる一方、風力発電やバイオマスの熱利用については、地域における合意形成に時間を要するなどの理由で達成率が低くなっているところでございます。

道といたしましては、全国的にも高いポテンシャルを有する風力やバイオマスなどが、地域の実情に応じて一層活用されることで、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、新エネルギー導入加速化基金を活用するなどして取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○菅原和忠委員 道は、基金について、毎年度、12億円を積み立てるとしながら、平成30年度当初予算においては、29年度予算の使い残しの5億円があるため、新たな積み立てを4億円しか行わないとしました。

我が会派が繰り返し指摘しているように、これでは、基金である必要はないし、道の新エネルギーの導入加速化に向けた姿勢が後退しているようにしか感じ取れません。

胆振東部地震に伴い、我々が経験した日本初のブラックアウトによって、本道の電力供給体制の脆弱性が明らかとなりましたが、これに対応していくためにも、将来に向けて、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの導入を一層加速化すべきであります。

そのためには、基金の積み立てについても、当初予定していた毎年度12億円を確実に行うとともに、事業執行上の課題などを踏まえた見直しを加え、必要な取り組みを追加することが必要と考えます。

道は、来年度予算に向けてどのように対応するのか、所見をお伺いいたします。

○沖田清志委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 今後の基金事業の対応などについてでございますが、道では、新エネルギー導入加速化基金を設置し、5年間で60億円規模の施策を講じることにより、地産地消を初めとした新エネルギーの導入を加速していくこととし、農村や市街地など、さまざまな地域の特性に応じたモデルづくりなどを進めているところであり、今後、一層、施策の周知や地域の取り組みの掘り起こしを進めてまいります。

また、このたびの大規模停電を踏まえ、災害時等の備えとしても有効で、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を、熱や電気など、多面的に利用する多様なモデルの創出を図るなど、本道における新エネルギーの効果的な活用促進に向け、取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 新エネルギー導入加速化基金につきましては、改めて知事にお伺いをしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、I Rについてお伺いをいたします。

昨年度、道は、I R推進法やI R実施法の成立を見据え、約1300万円をかけて、I Rに関する調査を行いました。

そもそも、I Rについての平成29年度予算は計上されていなかったはずであります。どこから事業予算を確保したのか、お伺いをいたします。

○沖田清志委員長 観光局参事森秀生君。

○森観光局参事 I Rに関する調査についてでございますが、昨年度実施した調査は、インバウンドのさらなる拡大に向けた新たな取り組みとして期待されるI Rに関し、本道に導入した場合の需要予測や社会的影響等につきまして取りまとめたものでございまして、その財源については、平成29年度予算に計上した、新たなインバウンド誘致企画調査事業に係る予算の一部を活用したものでございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 予算にある、新たなインバウンド誘致企画調査事業費の約2980万円は、我々議会に対しての当初予算事業概要の説明では、MICE等に関する統計やマーケティング調査を実施し、新たな付加価値向上プランを策定するとのことでありました。

IRに関しては、一言も説明はなかったものでありますが、なぜ、このような執行となったのか、お伺いをいたします。

○森観光局参事 調査事業の執行についてでございますが、平成29年度予算に計上した調査事業につきましては、インバウンドのさらなる誘致を図るため、MICE等に関する統計調査や海外のマーケティング調査などを内容とするものでございます。

その後、平成29年4月に、国においてIR推進会議が立ち上がり、夏ごろまでにIR整備法案の大枠を取りまとめるという方針が示されるなど、国の検討が加速してきたことから、道といたしましては、こうした動きに適切に対応するため、MICEとIRとの密接な関係なども踏まえ、本事業の予算を活用し、IRに関する調査を実施することとしたところでございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 今、平成29年4月に国においてIR推進会議が立ち上がったと、あたかも新しい動きがあったかのようにありますが、IR推進法は平成26年に成立をしており、整備法は1年以内をめどに制定するとしていました。

それが、政局によって延びていただけで、いつ成立してもおかしくない状況にあったはずであります。だからこそ、26年度に、後の質問でも触れる北海道IR検討調査を行ったり、庁内に検討組織を立ち上げたのではなかったでしょうか。今の答弁では、全くもって後づけの理由にしかならないことを強く申し上げておきます。

そこで、新たなインバウンド誘致企画調査事業費をIR調査に使ったわけですが、当初の事業概要にあった、新たな付加価値向上プランの策定はどのようになったのか、お伺いをいたします。

○沖田清志委員長 誘客担当局長榎信彦君。

○榎誘客担当局長 調査事業の執行についてでございますが、当初の予算計上時には、インバウンドのさらなる拡大に向けて、MICE等の機能強化により、本道観光の付加価値を高めるための方向性を検討することとしていたところでございます。

こうした中、先ほども申し上げましたとおり、国の動向にも適切に対応するため、本事業の趣旨を踏まえ、MICE等の機能強化にも密接に関連するIRに関する調査を実施したところでございまして、現在、この調査結果も参考としながら、MICEを含めたIRについての検討を進めているところでございます。

以上です。

○菅原和忠委員 新たな付加価値向上プランの策定はどうなったかとお聞きしたような気がいたしましたが、先に進めたいと思います。

I RとM I C Eは、設置する施設が共通することや、インバウンド誘客という目的も同じであります。

しかし、こうした賛否が分かれる重要な課題に対し、その使途を明確にしないままで予算を編成することや執行することは、大いに問題があると考えますが、所見を伺うとともに、なぜ、このような予算編成となったのか、また、そうまでして執行する必要性はどこにあったのか、お伺いをいたします。

**○榎誘客担当局長** 調査の必要性についてでございますが、国が平成29年4月に設置いたしましたI R推進会議においては、検討の当初より、区域認定の申請主体を都道府県と政令市にすることが提示されており、道内3地域の自治体が誘致表明していることなども踏まえ、道としても、これまで以上に主体的な対応が必要となってきたところでございます。

こうしたことから、日本型I Rを構成する中核的な機能としてM I C Eが位置づけられていることも踏まえ、予算計上時には、M I C E等を対象とした調査を想定していた事業予算を活用いたしまして、I Rに関する調査を実施したところでございます。

以上です。

**○菅原和忠委員** 区域認定の申請主体が都道府県と政令市であることは、当初からわかっていたことであろうと思います。I Rを隠して予算編成したのではないかと疑わざるを得ない状況でありまして、予算審議にもかかわる重要な問題でもありますから、これについては、知事に改めてお伺いをしたいと思います。

次に、委託先の選定であります。新たなインバウンド誘致企画調査事業は、業務委託を行って実施していますが、委託先はどのように選定されたのか、お伺いをいたします。

**○森観光局参事** 受託事業者の選定についてでございますが、本委託業務は、I R事業者の意向把握や事業構想に係る提案募集を初め、需要予測や社会的影響など、幅広い観点に立った調査を行うものであり、I Rに関する専門知識に加えまして、高度な調査分析能力や外国語能力などが必要とされますことから、指名選考委員会の審議を経て、公募型プロポーザル方式を採用したところでございます。

その結果、3事業者から応募があり、庁内に設置したプロポーザル審査会におきまして、各事業者からヒアリングを実施し、調査主体としての適性を慎重に検討協議するなど、公正な手続を経て決定したものでございます。

以上です。

**○菅原和忠委員** プロポーザルによって選定したとのことですが、実際に調査業務を請け負った事業者は、I R設置を推進している苫小牧市のコンサル業務を請け負っている事業者と同じでありました。

選定の手続上、瑕疵はないが、公平性を考慮するならば、道は道内設置への是非をまだ判断していないのですから、そうした事業者は外すことも可能ではなかったかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○榎誘客担当局長 受託事業者についてでございますが、本業務を適切に実施するには、I Rに関する専門知識や高度な調査分析能力などが必要とされておりますことから、公募型プロポーザル方式により、提案のあった3者のうち、最も対応能力がすぐれた事業者を公正な手続により選定したものでございます。

なお、当該事業者は、国や道外自治体のI R調査に関する受託実績もあり、今回の調査においても、これまでの実績を生かし、客観的かつ公平な観点から業務を遂行していただいたところでございます。

以上です。

○菅原和忠委員 国や道外自治体のI R調査に関する受託実績もあるとのことではありますが、国はもちろん、I R設置に前向きな自治体ばかりではなかったでしょうか。少なくとも、道は、まだ道内への設置判断をしていないことから、誤解を与える選定であったことは指摘をしておきます。

次に、この調査は、昨年度末の本年3月に調査報告書としてまとめられていますが、この調査報告書をどのように活用しているのか、お伺いをいたします。

○森観光局参事 調査の活用についてでございますが、本調査においては、I Rを本道に導入した場合に想定される需要予測や社会的影響などの取りまとめを行いますとともに、道民の皆様に幅広い情報提供を行うため、事業の一環として、I Rに関するセミナーを、6地域において8回にわたり開催してきたところでございます。

また、これらに加えまして、本調査で実施したI R事業者への意向把握や事業構想に関する募集の結果につきましては、I Rにおけるコンセプトや候補地、さらには、社会的影響対策の方向性など、誘致の判断を行うに当たり、必要となる課題の整理を行う上での基礎資料として、十分生かされているところでございます。

以上です。

○菅原和忠委員 本調査は、いまだ知事が判断を先延ばししていることからすれば、果たして、十分生かされているなどと言い切れるのかということではありますが、そのことについて申し上げます。

次に、I Rに関する調査としては、これまで、平成26年度に約2000万円をかけて、北海道型I R検討調査を行っていますが、その内容をほとんどの方が覚えていないのが現状で、その調査結果が有効に活用されたかは疑問であります。

また、他県では、さまざまな動きがある中で、道は、いまだ誘致の可否について結論を出していません。

ただ単に先延ばしするだけの理由のために調査をしているようにしか見えませんが、こうしたことから、これまでの調査は拙速過ぎたのではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○榎誘客担当局長 これまでの調査についてでございますが、平成26年度の事業では、海外にお



【第2分科会 11月12日 第4号】

ける I R 導入の実態や社会的影響に係る対策事例などについて、基礎的な調査分析を行ったほか、I R に関する道民理解の促進に向けて、普及啓発などの取り組みを実施したところでございます。

平成29年度におきましては、I R 推進法が前年の12月に施行され、日本型 I R の制度設計に関する検討が国において加速してきたことなどを踏まえ、26年度調査の成果を生かしつつ、新たに、I R 事業者から具体的な事業構想の提案を募集し、分析を行うなど、申請主体として位置づけられている都道府県として、必要な調査を実施したものであり、それぞれが意義あるものと考えております。

以上です。

○菅原和忠委員 I R の道内設置に関しては、さまざまな角度から検討するため、庁内関係部局で構成する I R 検討会議が設置をされていますが、昨年度の開催状況と、会議ではどのようなことが議論されたのか、その内容についてお伺いいたします。

○森観光局参事 I R 検討会議についてでございますが、I R は、観光や地域振興といったプラスの側面に加え、依存症や青少年育成など、懸念される課題もありますことから、平成26年度の調査実施に合わせ、庁内関係部局の連携のもとで I R の検討を進めるための体制を整備し、昨年度は、6月に開催したところでございます。

昨年度の検討会議におきましては、I R をめぐる国などの動向や、会議開催の時点で想定されるスケジュール、I R に関する調査事業の概要について、観光局から説明し、情報共有を図るとともに、関係部局に対し、必要な協力を求めたところでございます。

以上です。

○菅原和忠委員 I R の道内設置について、道はどうしたいのか、その姿勢が全く見えません。幾ら道内3地域で誘致を進めているとはいえ、最終的な国への申請者が道である以上、道が率先して判断していかなければならないはずであります。

誘致表明自治体に配慮するだけで、みずから判断できないものであるならば、いっそのこと、断念することも考えるべきではないかというふうに考えますが、所見をお伺いいたします。

○本間経済部観光振興監 I R の誘致についてでございますが、I R につきましては、観光振興や地域経済の活性化など、本道のさらなる発展の原動力になることが期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症などの影響も懸念されているところであり、こうしたプラス、マイナスの両面からの効果等をしっかりと見きわめ、誘致の判断を行うことが重要であると考えております。

このため、道といたしましては、有識者の方々の御意見を参考としながら、本道にふさわしい I R のコンセプトや候補地、社会的影響対策の方向性などにつきまして、基本的な考え方を整理しているところでございまして、こうした中で、道議会での御議論はもとより、国における区域認定スケジュールの検討状況等をしっかりと踏まえ、スピード感を持って、適切に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 スピード感を持って適切にと言う割には、庁内の検討会議でしっかり議論しているとはいいがたいなというふうに思っています。

また、私は、3定の一般質問で、IRを断念すべきではないかとお伺いしましたが、なかなかその判断もしていただけませんでした。

いずれにしても、IRの関係については、改めて知事にお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上です。

○沖田清志委員長 菅原委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

加藤貴弘君。

○加藤貴弘委員 私からは、まず、海外販路の拡大について伺ってまいりたいと思います。

道では、海外初の道産品アンテナショップとして、平成27年に、ASEAN地域のハブであるシンガポールにどさんこプラザシンガポール店を開設し、道産品の海外販路拡大に向けて、北海道ブランドの浸透などの役割を担ってきていると伺っておりますが、これまでのシンガポール店の実績について伺います。

○沖田清志委員長 食関連産業室参事沖野洋君。

○沖野食関連産業室参事 シンガポール店の取り組み状況についてでございますが、道では、平成27年、ASEAN地域のショーケースであるシンガポールの高級スーパー内に、海外初となるどさんこプラザを開設し、さらなる販売力強化のため、昨年11月に、店舗の拡張と生鮮加工品を中心に取扱商品を増加したところでございます。

その結果、店舗としての魅力が向上したこと、アイスクリームやチーズケーキなどの冷凍スイーツの販売が好調であったことから、平成29年度の売上高は、4819万7000円と、対前年度比で116%となったほか、本年度の4月から10月までの売り上げも、前年同期と比べて35%以上増加するなど、順調に売り上げを伸ばしているところでございます。

また、マーケティング支援として実施しておりますテスト販売制度では、平成29年度は、20商品を対象に実施し、バターやクリームチーズといった売れ行きが好調な商品を新たに定番化するなど、地域の多様な商品の発掘と販路開拓に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 どさんこプラザシンガポール店の開設の周年行事として、通常の商談会とは異なるコンセプトによる北海道プレミアム食材商談会を開催したと伺っておりますが、この商談会の取り組み内容と成果について伺います。

○沖野食関連産業室参事 シンガポールにおける商談会についてでございますが、道では、平成28年度及び29年度、シンガポールにおきまして、付加価値の高い地域食材の安定的な販路の開拓に向け、現地飲食店、百貨店等のバイヤーや、現地の政府要人、メディア関係の方々などにも御参加いただき、道内各地の農水産物や加工品の魅力を発信するプレミアム食材商談会を開催した

ところでございます。

この商談会では、日本の著名なシェフにも御協力をいただき、鮮魚や野菜を初めとした地域食材を生かした料理メニューの提案なども行ったところであり、参加した道南の漁業協同組合においては、現地高級ホテルと乾燥ナマコの商談が成立したほか、マーケティングを知った行動力のある地域人材を育成するフード塾の塾生は、シンガポール企業庁から紹介された現地商社との取引を開始するなど、ASEAN地域のショーケースであるシンガポールへの輸出拡大に向け、着実な成果に結びつけております。

以上でございます。

**○加藤貴弘委員** このプレミアム食材商談会には、私も、先輩議員と同僚議員と伺わせていただきまして、本当に大盛況な様子を拝見させていただきました。こういった取り組みを続けていくことで、さらなる輸出拡大にもつながっていくと思いますので、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。

今般の震災対策として、特に、北海道に多くのインバウンドが訪れているアジアに対しては、喫緊の取り組みが必要であります。

道において、今月開設したバンコクにおけるどさんこプラザの活用も含め、海外における緊急的な取り組み内容について伺います。

**○沖野食関連産業室参事** 海外における緊急的な取り組みについてでございますが、今般の震災により、海外からの観光客のキャンセルも発生しており、特に、多く訪れておりますアジアの方々の来道への影響が懸念されますことから、海外に対して、北海道ブランドである食と観光を早急にPRしていくことが必要と考えているところでございます。

このため、道では、台湾、香港などアジアの六つの国と地域で行う、民間機関と連携した食と観光セミナーのほか、特に、富裕層が多く、情報発信力の高いシンガポールと、11月9日に開設しました海外2店舗目となるバンコクのどさんこプラザにおいて、北海道の生鮮品やスイーツなどを持ち寄った生産者フェアや、道内生産者等がみずから道産食品を紹介する食品バイヤー等を対象にした商談会を行うこととしております。

また、バンコクでは、知事によるトップセールスなど、食と観光が十分に連携し、海外に向け、北海道の安全、安心のメッセージを機を逸することなく発信し、震災による影響を払拭し、インバウンドや海外販路の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○加藤貴弘委員** 今回の震災により外国人観光客が減ったことは、まちを歩いていてもわかることであります。今は少しずつ戻ってきていると感じておりますが、一度、こういう風評が立つと、戻すことが大変だと思いますので、このことに関しては、さらに強い取り組みをしていただきたいと思います。

また、外国人観光客に対し、人気の道産品をお土産品として購入いただく機会をふやしていくことは、今般の震災に係るインバウンド対策としても有効であります。外国人観光客に向けた

道産品の販路拡大の取り組み状況について伺います。

○**沖田清志委員長** 食関連産業室長谷岡俊則君。

○**谷岡食関連産業室長** 外国人観光客に向けた販路拡大についてであります。外国人観光客の方々に地域の特産品を購入していただくためには、これらの品物が集まり、個人旅行者を初めとした外国人客の立ち寄りが期待される道内各地の土産店などにおきまして、手軽に道産品を購入できるようにしていくことが重要であると認識しているところでございます。

このため、道では、どさんこプラザ札幌店や有楽町店を免税店としており、また、冬季のスキー客を初め、外国人観光客が多い倶知安店では、英語を話せるスタッフが常駐して対応しているほか、十勝管内では、百貨店などと連携し、地域で購入したお土産品を帰りの空港で受け取ることができる手ぶら観光を進めているところでございます。

道としては、関係機関などと連携し、このような取り組みを広めるとともに、外国人観光客にとって道産品の買い物がしやすい場所をふやし、インバウンドの消費拡大に努めるなど、外国人観光客を通じて、海外に北海道ブランドが浸透していくよう取り組んでまいる考えでございます。

○**加藤貴弘委員** シンガポールにおきまして、アンテナショップを活用した販路拡大の取り組みを進めてきており、今後は、バンコクにおいても同様に進めていくとのことですが、今後、海外販路拡大をさらに推し進めるに当たりまして、取り組むべき人材をふやし、商品の裾野を拡大させることが必要であります。

道としては、これまでの取り組みについてどのような成果があったと捉えているのか、お伺いいたします。

○**谷岡食関連産業室長** 人材育成などの成果についてであります。道では、これまで、フード塾を開催して、5年間で127名が修了し、マーケティングを意識した商品開発や、修了生同士の連携による新たなコラボ商品も生まれているところでございます。

また、ワインアカデミーには、平成27年度のワイン塾を含め、3年間で77名が参加し、良質なブドウの生産技術や高い醸造技術を学び、道内各地でワイン用ブドウ農園の拡充や、新たに六つのワイナリーが開設されたところでございます。

さらに、道産品の国内外の販路拡大拠点である北海道どさんこプラザは、現在、11店舗が開設され、平成29年度の売上高は、合計で22億8700万円、前年度比で9.1%増と、着実に伸びており、今後、こうした国内外における販売拠点で培われたノウハウと現地ネットワークを有効に活用するとともに、食に関する人材育成に取り組み、道産品の一層の販路開拓や輸出拡大を図ってまいる考えでございます。

○**加藤貴弘委員** 海外での販路を拡大していくには、人材の育成が大変重要でありますし、こういった人材育成をすることによりまして、各企業の商品の質の向上やネットワークの構築にもつながって、民間企業の強い後押しになっており、売り上げの数字を見ても、しっかりと成果を上げていると思いますので、引き続き、御尽力をいただきたいと思っております。

これまで、世界に向けて発信し得る人材を育成する事業や道内外の拠点を活用した販路拡大を含め、さまざまな財源を活用しながら取り組んできたことと承知しておりますが、平成30年度における海外への販路拡大に資する事業の財源はどのようになっているのか、伺います。

**○谷岡食関連産業室長** 海外販路拡大事業などの財源についてであります。道産品の販路拡大を図るため、道では、食に関する人材育成や北海道ブランドのさらなる浸透に取り組むことが重要と考えており、平成30年度は、国の戦略産業雇用創造プロジェクト事業費補助金を活用し、地域資源を有効活用した販路拡大に取り組む人材を育むフード塾や、ワインづくりやブドウの生産に携わる人材の知識や技術力の向上を図るため、栽培、醸造、販売など、一貫した手法等を習得するワインアカデミーなどの人材育成事業として、国費で約6000万円、道の一般財源で1400万円を措置しているところでございます。

また、シンガポール及びタイでの、道産品アンテナショップなどを活用した海外向け商品販売指導や現地飲食店等と連携した道産品消費拡大キャンペーン、道内生産者と現地飲食店、百貨店のバイヤーなどとの商談会など、海外販路拡大事業として、国費で約1億500万円、道の一般財源で1800万円となっているところでございます。

**○加藤貴弘委員** この事業は、国費事業を活用して取り組んでいるということですが、現在活用されている国費事業は、今年度いっぱい終了とのことですが、これまでの成果を見ても、この分野においては大きな寄与があり、今後の北海道経済の活性化のためにも、この事業をとめることなく取り組んでいただきたいことを強く要請しておきます。

最後に、道では、北海道が人気が、道産品がブランド化しつつあるASEAN地域を中心に、道産品の販路拡大を図ってきておりますが、北海道どさんこプラザを中心とした、特に、ASEAN地域に向けた道産品の販路拡大の今後の展開について伺います。

**○沖田清志委員長** 経済部食産業振興監中田克哉君。

**○中田経済部食産業振興監** 道産品の海外販路拡大についてであります。道産品の輸出拡大を進めていくためには、海外において、アンテナショップなどにより、道産品を常時手にすることができ、発信する機能を充実させるほか、海外に挑戦する事業者をふやすとともに、商談機会を数多く提供し、取引成立に向けたフォローアップなどに取り組むことが重要と考えております。

このため、道では、今月、道内企業の関心が高いバンコクに海外2店舗目となるどさんこプラザを開設したほか、来年夏ごろをめどに、富裕層が多く、情報発信力の高いシンガポールにどさんこプラザ2号店を開設する予定であり、この2カ国を核に、どさんこプラザのノウハウとネットワークを活用し、北海道ブランドを浸透させていく考えでございます。

また、輸出に取り組む事業者等の裾野の拡大を図り、ブランド力のある多様な商品を提供していくため、フード塾などにより、マーケティング力を備えた人材育成に取り組むほか、ASEAN地域を中心に、商談会やテスト販売などにより、継続的な取引につなげる機会を提供するなど、引き続き、ジェトロやASEAN事務所、金融機関などと緊密に連携し、道産品の海外販路拡大の取り組みを加速してまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 次に、中小企業への金融支援について伺ってまいります。

道では、中小企業者の経営基盤強化や事業の活性化に必要な資金の融資の円滑化を図るため、中小企業総合振興資金による支援に取り組んでおります。

そこで、以下、活用状況などについて伺ってまいります。

まず、融資実績についてであります。道では、中小企業総合振興資金の中に、創業期や成長・発展期、事業再生期といった、企業のライフステージに応じた資金や、原材料の高騰、災害復旧など、経済環境の変化に対応するための資金など、さまざまな資金メニューを用意し、中小企業の多様な資金ニーズに応じておりますが、近年の融資実績は、それぞれどのようになっているのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 金融担当課長平田庄吾君。

○平田金融担当課長 中小企業総合振興資金の融資実績についてでございますが、最近3カ年の新規融資は、平成27年度が6988件、715億9100万円、28年度が6737件、629億9100万円、29年度が6392件、566億3200万円となっております。

資金区分別では、企業の創業から成長・発展期のそれぞれの段階に対応したライフステージ対応資金の融資実績は、平成27年度が41億1000万円、28年度が32億9300万円、29年度が32億6400万円となっております。

次に、景気変動など、外的要因により経営に支障を来している事業者に対応する経済環境変化対応資金は、平成27年度が159億4600万円、28年度が98億3300万円、29年度が65億7500万円となっております。

また、中小・小規模企業の一般的な資金ニーズに対応する一般経営資金は、平成27年度が515億3500万円、28年度が498億6500万円、29年度が467億9300万円となっております。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 資金メニューによって差があるものの、融資制度全体の利用実績としては、毎年、減少傾向にあるとのことですが、道内の金融機関の貸し出し動向や、他県など全国的な動きも踏まえて、融資実績が減少している要因をどのように分析しているのか、伺います。

○沖田清志委員長 地域経済局長田畑洋一君。

○田畑地域経済局長 融資実績の減少要因についてでございますが、道内の金融機関によりますと、中小企業への貸し出し状況は、都市部では増加傾向にありますが、地方では消極的との声もあり、地域や業種によって、ばらつきが見られるところでございます。

また、道が行っております調査では、他県の融資制度の実績は、多くの県で減少傾向となっているところでございます。

道の融資制度につきましては、道が行っている金融機関へのヒアリングでは、中小企業は、人口減少や景気の先行きに対する不透明感のほか、後継者難、人手不足などにより、前向きな設備投資に依然として慎重であることや、国が3カ月ごとに全国的な不況業種を指定する、いわゆる

【第2分科会 11月12日 第4号】

セーフティネット保証5号の指定業種数が減少したこと、平成26年に国が公表した金融モニタリング基本方針にのっとり、信用保証に過度に依存しない事業性評価による融資の取り組みが進んでいるとの声もあるほか、金融機関が既往借入金の返済条件の見直しに柔軟に対応していることも、新規融資が減少した要因の一つと考えられるところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 利用実績の減少は全国的な傾向となっているところでありますけれども、道として、この制度の利用促進に向けて、これまでどのような取り組みを行い、その成果や課題についてどのように認識して、今後、どう改善していく考えなのか、伺います。

○田畑地域経済局長 利用促進に向けた取り組みについてでございますが、道では、これまでも、融資制度の利用促進を図るため、道のホームページや新聞、商工団体の会報紙、メールマガジンなど、各種広報媒体を活用するほか、金融機関の融資担当者や商工団体の経営指導員向けの研修会、中小企業を対象とした展示会を初め、今年度は、新たに創業者向けセミナーなどにおいても、道の制度の周知を行ってきたところでございます。

こうした中、平成27年度に融資条件を拡充した小規模企業貸し付けは、融資実績が、見直し前の平成26年度の183億円から、平成29年度は196億円へと、約7%増加するなど、中小・小規模企業に一定の理解が得られつつあると認識しているところでございます。

道といたしましては、今後、これまでの取り組みに加え、新たな普及啓発の手法についても検討するなど、引き続き、関係機関とも連携し、さまざまな機会を捉えて、一層の利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 今回の胆振東部地震の発生によって、道内の中小企業の経営に大きな影響が懸念されたことから、災害融資制度を適用するとともに、本庁及び各振興局に特別相談室を設置し、被災した中小企業への相談に対応したとのことですが、これまでの経営・金融支援の状況について伺います。

○平田金融担当課長 被災中小企業者への対応状況についてでございますが、このたびの地震発生後、直ちに取り扱いを開始した災害貸し付けは、9月末現在で、13件、1億900万円の融資が実行されておりますほか、本庁及び各振興局に設置した特別相談室では、災害貸し付けの概要や申し込み方法、資金の用途などに関する問い合わせなど、10月末現在で107件の相談に対応しているところでございます。

また、さきの第3回定例会におきまして、被災中小企業の信用保証料の負担を軽減する補助制度を創設したほか、局地激甚災害に指定された3町の被災中小企業者を直接訪問し、新たなニーズの把握や活用可能な支援制度の紹介など、伴走型支援を開始するとともに、国や政府系金融機関、信用保証協会など、関係機関が一堂に会して、支援施策の説明会、個別相談会を開催するなど、被災中小企業者の復旧、復興に向けた、きめ細やかな支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 説明会、個別相談会を開催されたとのことでありましたけれども、現に、厚真町で事業を行っている方で、開催の直前でも、それを知らなかった方がいまして、私は直接やりとりをさせていただきましたが、改めて、その辺の周知徹底をお願いしたいと思います。

今回の地震災害のほかにも、近年は、自然災害や原料価格の高騰など、中小企業の経営にも影響を与える大きな環境変化が生じております。

こうした外的な経営環境の変化に対応するため、道は、金融面からどのような支援を行ってきたのか、伺います。

○平田金融担当課長 経済環境の変化に対応した金融対策についてでございますが、道内の中小企業は、経営資源に乏しく、収益力も低いなど、総じて、経営体質が脆弱であり、また、大企業に比べ、経済環境の変化の影響を受けやすい側面もあり、円滑に事業を継続していくためには、経営基盤の強化が極めて重要と考えているところでございます。

このため、道では、金融面におきまして、中小企業総合振興資金による資金調達の円滑化に取り組んできたところであり、近年では、2度にわたる電気料金の値上げや、サケ・マス流し網漁の禁止に伴う事業活動の制限、大型低気圧によるホタテガイ被害、大雨災害など、中小企業の経営に大きな影響を与える環境変化が生じた場合には、速やかに特別資金や災害貸し付けを適用するなど、経営の安定や災害からの早期復旧に向けて、資金面から支援をしてきたところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 日銀札幌支店の金融経済概況によりますと、北海道地域の景気は、緩やかに回復しているものの、先行きは、胆振東部地震の影響によって、下押し圧力の長期化も懸念されているとしております。

道内の中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあることから、経営基盤の強化や事業の活性化に取り組む中小企業に対する金融面からの支援が引き続き重要であると考えます。

今後、震災からの復興も含めた中小企業金融対策にどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 今後の金融支援の取り組みについてでございますが、地域経済と雇用の担い手である中小企業が経営の安定や事業の活性化を図るためには、円滑な資金調達が何よりも重要であると認識しているところであります。

このため、道といたしましては、企業のライフステージや経済環境の変化に対応した資金などにより、中小・小規模企業の経営体質の強化はもとより、事業承継や創業の促進による持続的な発展、さらには、予測不能な自然災害からの復旧、復興や、急激な景気変動への対応など、資金調達の円滑化に取り組んでいるところであります。



【第2分科会 11月12日 第4号】

今後とも、道の融資制度の一層の利用促進を図るとともに、中小企業の経営環境の変化や資金ニーズを的確に把握し、国の金融政策の動向も見きわめながら、融資制度の不断の見直しに努め、金融機関や関係団体と緊密な連携のもと、中小企業の事業活動を金融面から支援してまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 ありがとうございます。

○沖田清志委員長 加藤(貴)委員の質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沖田清志委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月13日の分科会は、午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時23分散会